

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年5月29日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（Credit Suisse Management（Cayman）Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
（Director, Brian Burkholder）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
（P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

【事務連絡者氏名】 弁護士 村 松 篤
同 浅 尾 昇 太
同 中 村 美 子
同 池 田 美芙唯

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

【電話番号】 03（6775）1000

【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） -
東京海上・CATボンド・ファンド
（Credit Suisse Universal Trust（Cayman） -
Tokio Marine CAT Bond Fund）

【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の 金額】 米ドル（年2回）クラス：
10億米ドル（約1,088億円）を上限とします。
円（年2回）クラス：
1,000億円を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.83円）によります。以下、別段の記載が
ない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2020年2月28日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、原届出書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」の「参考情報」および「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況（3）運用実績」の「参考情報 基準価額および純資産の推移」における米ドル（年2回）クラス及び円（年2回）クラスの基準価額及びファンドの騰落率について、ファンドの管理会社であるクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドにおけるデータの抽出作業に過誤があり、記載の一部に誤りがありましたので、これらを訂正するため、およびクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 東京海上・CATボンド・ファンドの関係法人の情報に変更があったため、ならびにその他の記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報				
第1 ファンドの状況				
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況		5 管理会社の経理の概況		更新
3 管理会社の経理状況		4 管理会社の概況		更新
5 その他		(3) その他		追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 東京海上・CATボンド・ファンド（Credit Suisse Universal Trust（Cayman） - Tokio Marine CAT Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

米ドル（年２回）クラス

（2020年３月末日現在）

資産の種類	国名（地域名）	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	バミューダ	9,900,768.29	71.65
	ケイマン	2,153,497.17	15.59
	アイルランド	381,549.57	2.76
	英国	338,427.53	2.45
	シンガポール	109,396.21	0.79
	その他	945,689.47	6.84
	小計	13,829,328.23	100.08
現金・預金その他の資産（負債控除後）		- 11,580.28	- 0.08
合計 （純資産総額）		13,817,747.95 （約1,503.79百万円）	100.00

円（年２回）クラス

（2020年３月末日現在）

資産の種類	国名（地域名）	時価合計（円）	投資比率（％）
債券	バミューダ	1,223,496,577	62.83
	ケイマン	266,120,400	13.67
	アイルランド	47,150,340	2.42
	英国	41,821,494	2.15
	シンガポール	13,518,737	0.69
	その他	116,864,449	6.00
	小計	1,708,971,997	87.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		238,441,560	12.24
合計 （純資産総額）		1,947,413,557	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）米ドルの円換算額は、2020年３月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.83円）によります。以下、別段の定めのない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2019年4月1日から2020年3月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

米ドル(年2回)クラス

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2019年4月末日	25,211,144.18	2,743,728.82	10.01	1,089
2019年5月末日	25,001,706.62	2,720,935.73	9.97	1,085
2019年6月末日	25,177,828.35	2,740,103.06	10.04	1,093
2019年7月末日	24,997,771.33	2,720,507.45	10.11	1,100
2019年8月末日	23,355,259.10	2,541,752.85	10.07	1,096
2019年9月末日	22,585,874.40	2,458,020.71	10.28	1,119
2019年10月末日	22,366,874.61	2,434,186.96	10.37	1,129
2019年11月末日	21,938,109.62	2,387,524.47	10.28	1,119
2019年12月末日	17,102,577.03	1,861,273.46	10.34	1,125
2020年1月末日	17,018,531.85	1,852,126.82	10.40	1,132
2020年2月末日	16,291,770.85	1,773,033.42	10.32	1,123
2020年3月末日	13,817,747.95	1,503,785.51	10.08	1,097

円(年2回)クラス

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
2019年4月末日	2,281,395,309	9,667
2019年5月末日	2,152,814,017	9,602
2019年6月末日	2,163,028,363	9,647
2019年7月末日	2,152,740,969	9,689
2019年8月末日	2,119,499,313	9,626
2019年9月末日	2,057,659,847	9,822
2019年10月末日	2,059,147,847	9,878
2019年11月末日	2,018,846,001	9,778
2019年12月末日	2,011,794,881	9,793
2020年1月末日	2,020,990,913	9,838
2020年2月末日	2,011,592,190	9,743
2020年3月末日	1,947,413,557	9,573

(注) 3月末及び9月末の1口当たり純資産価格は、既に翌月の分配日における分配金が支払われたものとして計算されています。
以下同じです。

分配の推移

2017年9月28日から2020年4月3日までの期間における分配の推移は次の通りです。

（1口当たり、税引前）

	米ドル（年2回）クラス		円（年2回）クラス
	米ドル	円	円
第1会計年度 （2017年9月28日～2018年8月末）	-	-	-
第2会計年度 （2018年9月1日～2019年8月末）	0.07	7.62	20
2018年4月5日	-	-	-
2018年10月4日	0.05	5.44	20
2019年4月3日	0.02	2.18	-
2019年10月4日	0.01	1.09	-
2020年4月3日	0.04	4.35	-
設立時からの総額 （2017年9月28日～2020年4月3日）	0.12	13.06	20

（注）円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第3位を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

収益率の推移

2019年4月1日から2020年3月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率（％）	
	米ドル（年2回）クラス	円（年2回）クラス
2019年4月1日～2020年3月末日	0.80％	- 1.58％

（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 2020年3月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2019年3月末日の受益証券1口当たりの純資産価格

（注2）3月末日の1口当たり純資産価格は、翌4月の分配日における分配金が支払われたものとして計算されていますので、2020年4月3日の分配金は2020年3月末日までの期間の分配金として取り扱われています。以下同じです。

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	米ドル(年2回)クラス	円(年2回)クラス
2017年 (2017年9月28日～2017年12月29日)	-2.70%	-2.94%
2018年 (2018年1月1日～2018年12月31日)	2.57%	-0.29%
2019年 (2019年1月1日～2019年12月31日)	4.43%	1.40%
2020年 (2020年1月1日～2020年3月31日)	-2.13%	-2.25%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2020年については3月31日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2017年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(参考情報)

■ 基準価額および純資産の推移

<米ドル(年2回)クラス>

(設定日(2017年9月28日)～2020年3月末日)



<円(年2回)クラス>

(設定日(2017年9月28日)～2020年3月末日)



(注) 3月末及び9月末の1口当たり純資産価格は、既に翌月の分配日における分配金が支払われたものとして計算されています。以下同じです。

■ 収益率の推移

<米ドル(年2回)クラス>



<円(年2回)クラス>



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2020年については3月31日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2017年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2019年4月1日から2020年3月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年3月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
2019年4月1日 ～2020年3月31日	米ドル（年2回） クラス	17,869.393 (17,869.393)	1,174,438.358 (1,174,438.358)	1,371,011.253 (1,371,011.253)
	円（年2回） クラス	0 (0)	32,570.344 (32,570.344)	203,437.084 (203,437.084)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.83円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

東京海上・CATボンド・ファンド
未監査財務諸表
2020年2月29日

未監査財政状態計算書

2020年2月29日

		2020年 2 月29日		2019年 8 月31日	
	注記	USD	(千円)	USD	(千円)
資産					
現金		2,051,088	223,220	355,872	38,730
負債性金融商品への投資、公正価値 (費用 : 2019年 : USD 35,702,584、 2018年 : USD 43,490,110)	4,5,7	32,577,875	3,545,450	40,179,422	4,372,726
デリバティブ金融商品、公正価値		331,140	36,038	486,483	52,944
未収利息		316,924	34,491	411,368	44,769
未決済取引債権		-	-	1,993,000	216,898
その他の資産		33,189	3,612	52,727	5,738
資産合計		35,310,216	3,842,811	43,478,872	4,731,806
負債					
デリバティブ金融商品、公正価値	4,5	-	-	20,994	2,285
未決済取引債務		250,000	27,208	-	-
未払費用	8	115,068	12,523	129,325	14,074
負債合計 (解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く)		365,068	39,730	150,319	16,359
解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産					
		34,945,148	3,803,080	43,328,553	4,715,446
純資産の帰属先別内訳 :					
		USD	(円)	USD	(円)
円 (年 2 回) クラス (JPY)		-	2,011,834,925	-	2,119,759,848
円 (年 2 回) クラス (USD)		18,651,416	-	19,970,416	-
米ドル (年 2 回) クラス (USD)		16,293,732	1,773,246,854	23,358,137	2,542,066,050
		口数		口数	
発行済受益証券口数 :					
円 (年 2 回) クラス	7	205,437.084		220,190.677	
米ドル (年 2 回) クラス	7	1,571,011.253		2,319,960.662	
		USD	(円)	USD	(円)
受益証券 1 口当たり純資産価格					
円 (年 2 回) クラス (JPY)		-	9,793	-	9,627
米ドル (年 2 回) クラス (USD)		10	1,088	10	1,088

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査包括利益計算書

2020年2月29日に終了した半期について

注記	2020年 2月29日に 終了した半期について		2019年 2月28日に 終了した半期について		
	USD	(千円)	USD	(千円)	
収益					
FVTPLで測定した金融商品からの純損益 ¹					
受取利息	6	1,431,818	155,825	1,864,625	202,927
負債性金融商品投資純利益（損失）	6	130,950	14,251	(779,388)	(84,821)
為替予約の純損失	6	(532,026)	(57,900)	(299,816)	(32,629)
		1,030,742	112,176	785,421	85,477
現金に係る利息収入					
		2,535	276	5,402	588
外貨建取引に係る					
為替差益（差損）（純額） ²		2,583	281	(2,137)	(233)
収益合計		1,035,860	112,733	788,686	85,833
支払利息		42	5	21	2
投資運用会社報酬	8	132,730	14,445	184,986	20,132
管理事務代行報酬		36,505	3,973	46,282	5,037
受託会社報酬	8	4,983	542	5,358	583
保管会社報酬		6,719	731	6,551	713
報酬代行会社報酬	8	22,755	2,476	31,611	3,440
販売報酬		113,993	12,406	158,808	17,283
代行協会員報酬		9,500	1,034	13,234	1,440
その他の報酬		53,881	5,864	37,624	4,095
営業費用合計		381,108	41,476	484,475	52,725
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産（分配前）の変動		654,752	71,257	304,211	33,107
解約可能受益証券の受益者への分配		(21,978)	(2,392)	(212,037)	(23,076)
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産の変動		632,774	68,865	92,174	10,031

(1) これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現および未実現損益（負債性金融商品投資純損失およびデリバティブ純利益）を含む、FVTPLで測定された金融商品からの純損益、および受取利息に関連するものである。

(2) これは、外貨、直物為替契約および外貨建て債権／債務に係る実現および未実現損益に関連するものである。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

2020年2月29日に終了した半期について

注記	合計	
	USD	(千円)
2018年8月31日時点残高	56,917,250	6,194,304
受益証券の発行	793,271	86,332
受益証券の買戻し	(7,463,816)	(812,287)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産（分配後）の変動	92,174	10,031
2019年2月28日時点残高	50,338,879	5,478,380
2019年8月31日時点残高	43,328,553	4,715,446
受益証券の発行	179,945	19,583
受益証券の買戻し	(9,196,124)	(1,000,814)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産（分配後）の変動	632,774	68,865
2020年2月29日時点残高	34,945,148	3,803,080

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査キャッシュ・フロー計算書

2020年2月29日に終了した半期について

	2020年2月29日に 終了した半期について		2019年2月28日に 終了した半期について	
	USD	(千円)	USD	(千円)
営業活動				
解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産（分配後）の変動	632,774	68,865	92,174	10,031
負債性金融商品の購入	(1,468,377)	(159,803)	(2,501,133)	(272,198)
負債性金融商品の売却代金	9,200,876	1,001,331	11,369,482	1,237,341
現金を除く項目に関する調整				
負債性金融商品の実現損失	55,028	5,989	83,361	9,072
負債性金融商品の実現利益（損失）	(185,979)	(20,240)	696,027	75,749
為替予約の正味未実現（損失）利益	134,348	14,621	(276,532)	(30,095)
非現金営業項目残高の増減純額				
未決済取引債権	1,993,000	216,898	(745,840)	(81,170)
未決済取引債務	19,538	2,126	-	-
その他の資産	250,000	27,208	19,379	2,109
未払費用	(14,257)	(1,552)	(21,109)	(2,297)
未収利息	94,444	10,278	46,518	5,063
営業活動から得られた／（における） 正味キャッシュ・フロー	10,711,395	1,165,721	8,762,327	953,604
財務活動				
発行済受益証券代金	179,945	19,583	793,271	86,332
受益証券の買戻しによる支払	(9,196,124)	(1,000,814)	(7,463,816)	(812,287)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(9,016,179)	(981,231)	(6,670,545)	(725,955)
現金の純増額	1,695,216	184,490	2,091,782	227,649
現金期首残高	355,872	38,730	1,135,588	123,586
現金期末残高	2,051,088	223,220	3,227,370	351,235
営業活動によるキャッシュ・フローの 補足情報				
受取利息	1,557,884	169,545	1,991,158	216,698
支払利息	(42)	(5)	(21)	(2)

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記****1 住所および活動**

東京海上・CATボンド・ファンド(以下、「トラスト」という)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「マスター・トラスト」という)のシリーズ・トラストである。マスター・トラストは、2013年12月2日にケイマン諸島の信託法第74条に基づき登録され、2013年12月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2017年8月15日に設立され、2017年9月28日に運用を開始した。その登録事務所の住所は190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1 - 9007, Cayman Islandsである。

本トラストの投資目標は、主にカタストロフィー・ボンド(以下、「CATボンド」という)への投資を通じた投資家へのインカムゲインの提供を追求することである。さらに、本トラストはCATボンド以外の保険リンク証券、保険デリバティブ・リンク債券ならびに現金および短期金融市場証券(CATボンドと併せて、「負債性金融商品」という)にも投資することができる。CATボンドとは、保険会社、再保険会社、企業および政府等の事業体から災害事由のリスクを資本市場に移転する負債性金融商品である。投資家は、地震、暴風、死亡率およびその他の災害関連事由等の予め定義された自然災害および非自然災害事由から発生する損失リスクを負担する見返りに、利回りという形でリスクプレミアムを受領する。CATボンドの元本については、当該CATボンドが契約上リンクされている事由が発生した場合、減価が生じる可能性(および、その一部または(場合によっては)全部が毀損する可能性)がある。

本トラストの資産は主に、米ドルおよびユーロ建てとなることが予想される(ただし、これらの通貨に限定されない)。投資運用会社は、可能な限り、各クラスに帰属する、当該クラスの通貨以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーのヘッジを当該クラスの通貨で行うよう努める。投資運用会社は一般に、スポット契約、外国為替先渡契約およびNDF取引(クロス外国為替先渡契約を含む)(以下、総称して「通貨フォワード」という)を締結して、通貨変動のヘッジを試みることができる。

本トラストの受益証券は以下の2つのクラスを有する。マスター・トラストに関連する目論見書の付録26に定義された米ドル(年2回)クラス(米ドル建て)および円(年2回)クラス(日本円建て)(それぞれ、「クラス」という)。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記（続き）****1 住所および活動（続き）**

ケイマン諸島の会社法（改正を含む）の下で設立された、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、信託約款により、本トラストの管理会社（以下、「管理会社」という）に任命された。管理会社は、本トラストの資産の投資に責任を負うとともに、複数のクラス／シリーズの受益証券を発行する権限およびそれらを買戻す権限を有する。管理会社は、信託約款の条件により管理会社に帰属する、本トラストの資産の投資、運用および再投資に関するすべての権利、義務、特権、権限、職務、信託および裁量、ならびに負債性金融商品のポートフォリオ（以下、「投資対象ポートフォリオ」という）に関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理の責任を東京海上アセットマネジメント株式会社（以下、「投資運用会社」という）に委託した。投資運用会社は、投資対象ポートフォリオの日常的な裁量投資意思決定の責任を東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッド（以下、「副投資運用会社」という）に再委託した。

クレディ・スイス・インターナショナル（以下、「報酬代行会社」という）は、本トラストの特定の継続的費用および運営費用を支払う責任を負う。かかる費用（以下、「通常経費」という）には、管理会社報酬、監査報酬および費用に含まれていない監査費用、本トラストまたはマスター・トラストに関して政府機関に支払われる年間手数料および保険費用（ある場合）が含まれる。

本トラストの受託会社はエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッドであり（以下、「受託会社」という）、管理事務代行会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店である（以下、「管理事務代行会社」という）。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産をいう。

2 作成の基準

本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に従って作成されたものである。

（a）測定の基準

財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品（公正価値で測定される）を除き、取得原価主義により作成されている。

本トラストは、投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂）（以下、「改訂」という）を2017年8月15日（設立日）より初めて適用したものである。経営者は、本トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(b) 重要な会計方針の変更

本トラストは、2018年9月1日からIFRS第9号を初めて適用した。IFRS第9号の移行規定によって認められるように、これらの財務諸表全体にわたる比較情報は、その会計基準要件を反映させるために原則的に再表示していない。したがって、比較期間中の金融商品は、IAS第39号「金融商品」に従ったまま説明されている：認識および測定。

() IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目の売買のための一部の契約を認識し測定する上での要件を定めている。この基準は、IAS第39号「金融商品」に置き代わる：認識および測定。

IFRS第9号の導入の結果、本トラストはそれに伴う修正を第1号「財務諸表の表示」に適用することが求められている。それは以下を必要とする。

- 包括利益計算書で別個に項目提示される金融資産の減損。IAS第39号において、減損は損失が発生したときに認識される。本トラストは、発生した損失の報告を以前は行っていない。そして、
- 実効金利法によって計算された利息収入の包括利益計算書での個別提示

IFRS第9号の導入は、本トラストの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対して重大な影響を及ぼしていない。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、原則的に金融資産を、償却原価で測定される区分、純損益を通して公正価値で測定される区分(FVTPL)、およびその他の包括利益を通して公正価値で測定される区分(FVOCI)の3つの分類に区分している。このIFRS第9号における金融資産の分類は、原則的に、当該金融資産が管理されている事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいている。IFRS第9号は、IAS第39号の以前の区分の満期保有投資、貸付金および債権、ならびに売却可能金融資産を廃止する。IFRS第9号におけるこれらの分類の詳細分析については、注記3を参照のこと。

IFRS第9号の導入は、本トラストの金融負債およびデリバティブ金融商品に関連する会計方針に重大な影響を及ぼしていない。本トラストでのIFRS第9号における損益に関連する金融商品や金融勘定の分類および測定方法の説明については、注記3を参照のこと。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(b) 重要な会計方針の変更(続き)

() IFRS第9号「金融商品」(続き)

金融資産の減損

2018年9月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するIFRS第9号導入の影響は、新しい減損要件のみに関係する。

IFRS第9号では、IAS第39号の「発生損失」モデルに代わり「予想信用損失」(ECL)モデルが採用される。新しい減損モデルは、償却原価により測定する金融資産およびFVOCIにより測定する負債性投資に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。IFRS第9号において、信用損失はIAS第39号における認識よりも早期に認識される。

本トラストは、2018年9月1日のIFRS第9号の減損要件の適用が償却原価で測定された金融資産に対して重大な影響を及ぼしていないと判断している。これは、これらの項目がさらされる信用リスクが小さいためである。

移行

IFRS第9号の導入による会計方針の変更は、下記を除いて遡及適用されている。

- 比較期間は、原則的に再表示されない。IFRS第9号の導入による金融資産の帳簿価額の差は、2018年9月1日時点の解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産で認識される。結果的に、2018年用として提示された情報は、IFRS第9号の要件ではなくむしろIAS第39号の要件を反映する。
- 下記の評価は、適用開始日において存在した事実および状況に基づいて行われた。
 - ・ 金融資産を保有する事業モデルの決定。
 - ・ FVTPLで測定した一部金融資産の以前の指定の取り消し。

(c) 機能通貨および表示通貨

財務諸表の機能通貨および表示通貨は米ドル(「USD」)である。これは、本トラストの運営、受益者への報告がUSDで行われる上、その報酬および費用の過半数がUSDで決済されるという事実を反映する。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記(続き)****2 作成の基準(続き)****(d) 見積りおよび判断の利用**

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、本トラストの経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

会計方針を適用する上で見積りに不確実性が伴うおよび重大な判断を要する重要な分野であって、財務諸表に計上された金額に対する影響が最も大きいものに関する情報は注記4および5に記載されている。

(e) 未適用の新会計基準および解釈指針

多数の新会計基準および既存の会計基準の改訂が2018年9月1日より後に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、これらの新会計基準または改訂基準が本トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼしていないため、本トラストは本財務諸表の作成に際し早期適用していない。

3 重要な会計方針

以下に掲げる重要な会計方針は、本トラストが継続的に適用してきたものである。

(a) 金融資産および金融負債**() 認識**

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、本トラストが当該商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

金融負債は、一方の当事者が履行しない限り、または契約がIAS第39号の適用を免除されたデリバティブ契約でない限り、認識されない。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 分類

金融資産の分類 - 2018年9月1日から適用される方針

当初認識時において、本トラストは金融資産を償却原価またはFVTPLで測定したものとして分類している。金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される。

-) 当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
-) 当該金融資産の契約条件に基づいて、元本および利息の支払いのみに相当する(SPPI)キャッシュ・フローが特定の期日に発生する。

本トラストの他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。金融資産は、下記のいずれかに該当する場合、純損益を通じて公正価値で測定される。

-) 当該金融資産の契約条件によれば、元本および元本残高に対する利息の支払いのみに相当する(SPPI)キャッシュ・フローが特定の期日に発生することはない。
-) 当該金融資産は契約上のキャッシュ・フローの回収、または契約上のキャッシュ・フローの回収および(金融資産の)売却の双方のいずれかを目的とする事業モデルの範囲内で保有されていない。
-) 当該金融資産をFVPL以外の基準で測定したとすれば、資産もしくは負債の測定または利益もしくは損失の認識に際して測定上または認識上の不整合性が生じる可能性があるが、FVPLで測定すればそのような不整合性を回避または大幅に低減しうる場合において、当該金融資産をFVPLにより測定することが当初認識時に取消不能の形で指定されている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価において、本トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更を生じうる契約条件が当該金融資産に含まれるため当該金融商品がSPPI要件を充足しないのではないかとといった点を評価する。この評価を行う場合、本トラストは以下を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発的な事象
- レバレッジ機能
- 期限前償還および期間延長機能
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当該ファンドの請求を制限する条件(例えば、ノンリコース特性)、ならびに

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 分類(続き)

- 金銭の時間的価値の判断を修正させる特性(例えば、金利の定期的見直し)。

本トラストには2つの事業モデルがあると判断している。

- **回収目的の事業モデル**：これは、現金、未収利息およびブローカーからの支払利息を含む。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有している。
- **その他の事業モデル**：これは、負債性金融商品への投資を含む。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、頻繁な売買の中での公正価値ベースで行われる。

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる。

- 文書化された投資戦略およびその戦略の実際の実行。これは、契約上の受取利息を稼得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションをマッチングさせること、または資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現することに投資戦略が重点を置いているかどうか
- ポートフォリオのパフォーマンスがいかに評価され、本トラストの経営者に報告されるのか
- 事業モデル(およびその事業モデルが保有する金融資産)のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、ならびにこれらのリスクがいかに管理されるか
- 投資運用会社がいかに報酬を受けるか(例えば、報酬が運用されている資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づくか)、ならびに
- 過去の期における金融資産の売買の頻度、数量および時期、そのような売買の理由ならびに将来の売買活動予想。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、当該ファンドの資産の継続的な認識方法に沿って、この点に関しては売却とみなさない。

本トラストは、金融資産を下記のように分類した。

- FVTPLに指定された金融資産
 - ・ 負債性金融商品への投資
 - ・ デリバティブ金融商品

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 分類(続き)

- 償却原価で測定する金融資産

- ・ 現金、未収利息、未決済取引債権およびその他の資産。これらは、現在市場における公表価格の無い、固定額のまたは決定可能な金額の支払いが発生する、非デリバティブ金融資産をいう。

金融負債の分類 - 2018年9月1日から適用される方針

本トラストは、金融負債を下記のように分類した。

- トレーディング目的で保有する金融負債

- ・ デリバティブ金融商品

- 償却原価で測定する金融負債

- ・ 未払費用

() 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値により当初測定を行い、その取引費用は包括利益計算書に認識する。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値に取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

当初の認識の後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に分類されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定し、その公正価値の変動は包括利益計算書に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債以外の金融資産および金融負債については、実効金利法を使用した償却原価で測定し、減損がある場合にはこれを控除する。これらの商品は短期間または直ちに決済されるため、かかる測定値は公正価値に近似しているものと認められる。

「公正価値」とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格である。

入手可能な場合、本トラストは金融商品の公正価値を、活発な市場における当該金融商品の公表価格を用いて測定する。活発な市場とは、公表価格が容易にかつ定期的に入手可能であり、当該公表価格が独立当事者間で実際に経常的に発生する市場取引を表す市場をいう。ある金融商品の市場が活発でない場合、本トラストはその公正価値を受託会社が合意した評価手法を用いて求める。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 測定(続き)

評価手法には、知識を有する自発的な当事者による直近の独立対等な取引(参照可能な場合)を用いるもの、実質的に同一である他の金融商品の現在の公正価値を参照するものおよびその他の価格決定モデルが含まれる。また上記に代わる方法として、信頼できる価格設定者(価格設定機関等)または債券/デットマーケットメーカーの気配値を用いて公正価値を決定することもある。価格設定者から入手した仲介業者の価格は気配値である可能性があり、実行可能でないまたは拘束力がない可能性がある。本トラストは、利用する価格設定者の数と質については、判断および見積りを用いて決定する。

負債性金融商品の売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。未実現損益は、当半期の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と当半期の期末における帳簿価額との差額を示す。投資の実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

() 負債性金融商品への投資

本トラストは、本トラストの募集書類に従って、特定の価格決定手法により価格が決定されるCATボンドへの投資を保有する。CATボンドの価値評価は、以下の仲介業者4社から受領する価格のみに基づいて行われる: Swiss Re Capital Markets、Aon Securities Inc.、Willis Towers Watson SecuritiesおよびGC Securities。CATボンドの価格は、それらの仲介業者の平均中値(買呼値と売呼値の平均値から算定)に基づいて算定される。平均中値に対する平均売呼値と平均買呼値の合計の乖離率が5%以上である場合、当該債券は平均買呼値を用いて評価する。

() デリバティブ金融商品への投資

本トラストは、為替予約契約によるデリバティブ金融商品への投資を行っている。為替予約契約の公正価値は、契約レートと該当の予約レート間の為替差額である。

() 減損

IFRS第9号は、本トラストが償却原価で測定された金融資産に対するECLのための損失引当金を認識することを求める。

2020年2月29日時点で、ECLモデルの範囲に含まれない償却原価で測定された金融資産として、本トラストは未収利息、未決済取引債権およびその他の資産を保有していた。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

3 重要な会計方針（続き）

（a）金融資産および金融負債（続き）

（ ）認識の中止

本トラストは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、かかる譲渡がIAS第39号の認識の中止要件を満たす場合、当該金融資産の認識を中止する。

本トラストは、金融負債に係る契約上の債務が履行もしくは解除されたまたは終了した場合、当該金融負債の認識を中止する。

（b）現金

現金は、国際的な金融機関の当初満期が3カ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

（c）金融商品の相殺

金融資産および金融負債の認識金額分について本トラストが法的な相殺権を有しており、かつ本トラストが差額のみを決済する意図または資産の換価と負債の決済を同時に行う意図を有している場合に限り、当該金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。本財務諸表に適用される様式では、財政状態計算書の金融資産および金融負債の総額が示される。一方、金融資産および金融負債の相殺および純額は、注記5 - 金融資産および金融負債の相殺に基づき示される。

（d）未決済取引債権

未決済取引債権は、財政状態計算書日現在、売却済みであるが未決済の投資に係る債権の金額を表す。

（e）費用

すべての営業費用は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

（f）現金に係る利息収入

現金に係る利息収入は、実効金利法による期間比例ベースで認識される。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(g) FVTPLで測定した金融商品からの純損益

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、負債性金融商品投資純損失、デリバティブ金融商品に係る純利益および受取利息が含まれ、これらは包括利益計算書においてそれぞれ独立して開示されている。FVTPLで測定した金融商品からの実現純損益は、加重平均原価法によって算定されている。

負債性金融商品投資純損失は、すべての実現および未実現の公正価値の変動から構成される。FVTPLで測定した金融商品からの実現損益は、金融商品の原価とそれらの売却取引における決済価格との差額を示す。

未実現損益は、当半期の期首における金融商品の帳簿価額または当該金融商品を当半期中に購入した場合はその取引価格と当半期の期末における帳簿価額との差額を示す。

外貨建ての投資その他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての有価証券の購入および売却ならびに費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

外貨建て投資およびその他の外貨建て取引に係る為替変動から生じた実現正味為替差損益の報告額は、それぞれ包括利益計算書の投資に対する純損益および外貨建取引に係る為替差損益(純額)に含まれている。

(h) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

受託会社は本トラストの受益証券保有者のために、マスター・トラストの信託約款と付録の規定に従い、信託ファンドの本トラストの資産を保有する。本トラストは、発行する金融商品をその契約条件の実質的内容に応じて金融負債または資本性金融商品に分類している。本トラストは2つのクラスの解約可能受益証券を発行している。これらは本トラストの金融商品のうちの最も劣後するクラスであり、2つのクラスはすべての重要な点において同順位である。これら2つのクラスは、通貨、ポートフォリオ資産、分配率および最低発行額を除き、同一の条件に従う。解約可能受益証券は、受益者に、各買戻日および本トラストの清算時における各自の持分割合に応じた本トラストの純資産の価値に対応する現金による買戻しを要求する権利を提供する。

金融商品の各クラスの条項に差異があることから、IAS第32号に従い、本トラストの解約可能受益証券は金融負債に分類されている。この負債は、本トラストが買戻時に支払う義務のある金額により測定される。かかる金額は本トラストの募集書類に従って計算される取引上の純資産価値に基づいている。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記(続き)****3 重要な会計方針(続き)****(i) 受益証券1口当たり純資産価格**

本トラストの1口当たり純資産価格は、マスター・トラストの信託約款に従って、各クラスの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、各クラスの発行済受益証券口数で除することによって算定される。

(j) 税金

本トラストはケイマン諸島における所得、利益またはキャピタルゲインに対する税の支払を免除されている。マスター・トラストは、ケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、所得、利益またはキャピタルゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税引当金は計上されていない。

(k) 分配

分配を受ける資格のある受益者への分配は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

4 財務リスク管理

本トラストの投資ポートフォリオはCATボンドその他の保険連動証券への投資および通貨フォワードで構成される。本トラストの投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。本トラストがエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。財政状態計算書作成日の時点で保有する金融商品の内容と残高、および本トラストが採用しているリスク管理ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を持ち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。

本トラストの運用リスク管理戦略は、募集書類に記載された投資目標および投資制限に基づいて実行される。本トラストは、主にCATボンドへの投資(ただし、その他の保険連動証券への投資も行う)を通じて投資家にインカムゲインを提供するよう努めるものである。本トラストのポートフォリオの投資対象を選択するにあたり、副投資運用会社は以下の要因を考慮する。

- ・ 自ら行うCATボンドおよび関連市場(CATボンドのトレンド、再保険市場および当該セクターの投資トレンドを含むがこれらに限定されない)の分析
- ・ 各CATボンドのリスク特性(地震およびハリケーンを含むがこれらに限定されない)

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記(続き)****4 財務リスク管理(続き)****(a) 市場リスク(続き)**

- ・ 各CATボンドの地域特性およびスプレッド水準

上記の要因に加えて、副投資運用会社は、可能な限り、日本に関連するリスクに晒されるCATボンドへの投資を避けるように負債性金融商品を運用する。

副投資運用会社は、CATボンドの市場全体の危険の種類/地理的特性を考慮しつつ、本トラストの投資対象とするCATボンドの危険の種類または地理的特性を分散化するよう努める。直接投資を通じて本トラストがそのエクスポージャーを獲得するCATボンドは、一般に、特定目的ビークル(以下、「SPV」という)が発行する非レバレッジ型の仕組債である。各SPVは定義された事象の発生についてのリスクを負い、CATボンドの発行を通じて当該エクスポージャーの全額をカバーする資金を調達する。これにより、スポンサーとの間で締結されるリスク移転契約から発生するリスクを担保し、かかるリスクを直接移転する。

投資運用会社は、以下の通貨フォワードを締結することで、受益者のために為替変動リスクをヘッジするよう努める。

- ・ 米ドル(年2回)クラスに関して、投資運用会社は、米ドル(年2回)クラスのUSD(すなわち、当該受益証券の通貨)のUSD以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する。
- ・ 円(年2回)クラスに関して、投資運用会社は、円(年2回)クラスのJPY(すなわち、当該受益証券の通貨)のJPY以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する。

副投資運用会社は、CATボンドのリスク特性の指標となる指数に対する差異を月次ベースで監視する。副投資運用会社が用いるベンチマーク指数は、スイス・リー・グローバルCATボンドパフォーマンス指数トータルリターンである。

副投資運用会社は、本トラストの投資を本トラストの投資目標および戦略に従って管理するが、その際、本トラストの資産の使用または投資が本トラストの投資制限に抵触することを防止するための必要かつ経済的に合理的な措置を講じる。投資運用会社は、社内で作成し定期的に更新する運用ガイドラインに従って運用活動を行う。管理会社は、受託会社に対し、通常の業務の範囲外の事象の発生または状況の結果要求される運用意思決定またはその他の運用活動に関する助言を行う。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、当該市場で取引される全商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本トラストが保有する投資の価値は公正価値で測定され、それに伴う公正価値の変動は包括利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動に直接的な影響を及ぼす。

本トラストの投資(主にCATボンドへの投資)は、変動金利証券として発行されるものであり、投資家は指定された指数に対する所定のスプレッド(または通常短期マネー・マーケット・ファンドに投資される高品質担保からのリターン)を受領する。このような指数(または担保からのリターン)は、その時点での短期金利に基づいて定期的に改定される。CATボンドの価格は、投資家が得るスプレッドと逆相関がある。また当該スプレッドは、モデルにより算定される期待損失および危険ゾーン、リスク認識、市場トレンド、経済的混乱等その他の市場要因の関数である。

以下の表は、本トラストが保有する負債性金融商品の2020年2月29日時点および2019年8月31日時点の集中状況を示す。

2020年2月29日

	市場価値 USD	全体に対する 比率(%)
国*		
英国	757,632	2.33
アイルランド	1,832,633	5.63
バミューダ	21,738,680	66.72
Cayman Islands	5,830,839	17.90
シンガポール	250,772	0.77
その他	2,167,319	6.65
合計	32,577,875	100.00

* 国別の分類は設立国に基づく。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 価格リスク(続き)

2019年8月31日

	市場価値 USD	全体に対する 比率(%)
国*		
英国	735,794	1.83
アイルランド	2,368,828	5.90
バミューダ	27,639,137	68.79
ケイマン諸島	6,471,897	16.11
シンガポール	234,003	0.58
その他	2,729,763	6.79
合計	40,179,422	100.00

* 国別の分類は設立国に基づく。

一般に、例えば米国のハリケーンのような特定の地域における特定の大災害のリスクへの集中がみられる。これは、CATボンドのリスク全体の中の高い割合を占める。したがって、これらの事象が発生した場合、これらのCATボンドの価格は大幅に下落する可能性があり、本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

本トラストの投資は、以下の危険に集中している。

2020年2月29日

	市場価値 USD	全体に対する 比率(%)
危険		
複合危険	21,489,011	65.97
地震	4,234,688	13.00
洪水	750,666	2.30
パンデミック	2,177,409	6.68
風災	3,685,854	11.31
山火事	240,247	0.74
合計	32,577,875	100.00

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 価格リスク(続き)

2019年8月31日

	市場価値 USD	全体に対する 比率(%)
危険		
複合危険	25,471,060	63.39
地震	5,954,316	14.82
洪水	714,600	1.78
パンデミック	2,250,151	5.60
風災	5,068,704	12.62
山火事	720,591	1.79
合計	40,179,422	100.00

本トラストは、その投資方針に従って主にCATボンドに投資している。副投資運用会社が本トラストに適用するリスク管理の枠組みは以下の3つのリスク監視活動から構成される：(1)単一のCATボンドのウェートが本トラストの最新の純資産価値の10%を超えないよう行う日次監視、(2)単一の債券発行体のウェートが本トラストの最新の純資産価値の35%を超えないよう行う日次監視、および(3)1%水準での年次バリュアットリスク指標(VaR)の月次計算。

2019年8月31日現在、本トラストの1%水準での年次VaRは14,915,863米ドル(2018年：17,859,064米ドル)である。これは、100年に1度の確率で発生する最大損失額を表す。

() 金利リスク

本トラストは有利子金融資産および金融負債を保有することから、財政状態およびキャッシュ・フローへの市場金利水準の変動の影響に関連するリスクに晒される。一般に、固定金利証券の金利リスクは変動金利証券よりも高い。したがって、金利上昇局面では、固定金利証券の価値は変動金利証券に比べてより大きく下落する。名目金利が上昇するにしたがって、本トラストの価値は下がる可能性が高い。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の合計値として記述することができる。

固定金利証券およびデュレーションの長い変動金利証券は、金利の変動に対する感応度がより高く、通常デュレーションの短い証券よりも高いボラティリティを示す。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 金利リスク(続き)

一般に、CATボンドは通常、変動金利証券として発行される。こうした証券の利率は金利の変動にある程度連動しているため、金利の変動に対する感応度は比較的低くなる。しかしながら、裏付資産である短期金融市場商品の残存期間から一定の軽微な金利リスクが発生する。

2020年2月29日	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
負債性金融商品への 投資、公正価値	15,988,801	16,589,074	-	-	-	32,577,875
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	331,140	331,140
未決済取引債権	-	-	-	-	-	-
未収利息	-	-	-	-	316,924	316,924
その他の資産	-	-	-	-	33,189	33,189
現金	2,051,088	-	-	-	-	2,051,088
資産合計	18,039,889	16,589,074	-	-	681,253	35,310,216
負債						
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	250,000	250,000
未払費用	-	-	-	-	115,068	115,068
負債合計	-	-	-	-	365,068	365,068
金利感応度ギャップ 合計	18,039,889	16,589,074	-	-	316,185	34,945,148

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）金利リスク（続き）

2019年8月31日	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
負債性金融商品への 投資、公正価値	20,604,638	19,574,784	-	-	-	40,179,422
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	486,483	486,483
未収利息	-	-	-	-	411,368	411,368
未決済取引債権	-	-	-	-	1,993,000	1,993,000
その他の資産	-	-	-	-	52,727	52,727
現金	355,872	-	-	-	-	355,872
資産合計	20,960,510	19,574,784	-	-	2,943,578	43,478,872
負債						
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	20,994	20,994
未払費用	-	-	-	-	129,325	129,325
負債合計（解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く）	-	-	-	-	150,319	150,319
金利感応度ギャップ 合計	20,960,510	19,574,784	-	-	2,793,259	43,328,553

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）金利リスク（続き）

金利感応度分析

当期の金利変動のボラティリティは、財政状態計算書日における金利の25ベースポイント（以下、「bps」という）の変動に基づいて算定される。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定して行われる。

	金利変動の純資産への影響	
	25 bps	25 bps
	上昇	下落
	USD	USD
2020年2月29日		
受益者に帰属する純資産への正味影響額	(8,144)	8,144

	金利変動の純資産への影響	
	25 bps	25 bps
	上昇	下落
	USD	USD
2019年8月31日		
受益者に帰属する純資産への正味影響額	(10,045)	10,045

2020年2月29日現在、保有している負債性金融商品のデュレーションは0.1（2019年8月31日現在：0.1）である

本トラストの金融資産および金融負債別のキャッシュ・フロー金利リスクに対するエクスポージャーは、主に、変動金利の短期市場金利商品で保有されている現金から構成される。これらの残高に対する市場金利変動の影響は、本トラストにとって重要ではない。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 為替リスク

本トラストは、金融商品に投資する際、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、本トラストは、機能通貨の他の通貨に対する為替レートが変動し、本トラストの資産または負債のうちの機能通貨である米ドルを含む特定の通貨建ての資産または負債に悪影響が生じるリスクに晒される。

下記の表は、本トラストの為替リスクに対する総エクスポージャーを2020年2月29日および2019年8月31日時点で米ドル換算した額で示すものである。

2020年2月29日	JPY USD	EUR USD	合計 USD
資産			
現金	50,223	6,492	56,715
純損益を通じて公正価値で測定する			
金融資産	-	831,633	831,633
未決済取引債権	-	-	-
未収利息	-	8,107	8,107
その他の資産	15,288	-	15,288
資産合計	65,511	846,232	911,743
負債			
未払費用	-	-	-
負債の部合計	-	-	-
外国為替先渡契約	18,985,184	(833,933)	18,151,251
正味エクスポージャー合計	19,050,695	12,299	19,062,994
2019年8月31日	JPY USD	EUR USD	合計 USD
資産			
現金	34,953	6,663	41,616
負債性金融商品への投資、公正価値	-	1,369,053	1,369,053
未収利息	-	8,487	8,487
その他の資産	30,594	-	30,594
資産合計	72,210	1,377,540	1,449,750
負債			
未払費用	-	-	-
負債の部合計	-	-	-
外国為替先渡契約	19,930,974	(1,377,492)	18,553,482
正味エクスポージャー合計	20,003,184	48	20,003,232

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）為替リスク（続き）

上記の表の金額は、資産および負債の帳簿価額および外国為替先渡契約の想定元本に基づくものである。

感応度分析

2020年2月29日現在の貨幣性資産および負債の為替リスクに対する正味エクスポージャーは19,062,994米ドル（2019年8月31日現在：20,003,232米ドル）であった。2020年2月29日現在、他のすべての通貨に対して米ドルが5%上昇した場合、他の変数を一定と仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および包括利益計算書に計上される解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動額は953,150米ドル（2019年8月31日現在：1,000,161米ドル）減少していた。反対に他のすべての通貨に対して米ドルが5%下落した場合、他の変数を一定と仮定すると、同額の逆方向の影響が発生していた。

（b）信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。金融資産の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の信用リスクエクスポージャーの上限額を最も適確に表すものである。

本トラストの資産の投資先であるCATボンドは、その元本または利息が支払われないリスクに晒される。財政状態の悪化により、発行体の元利金の支払能力が損なわれる可能性がある。発行体の元利金支払能力が損なわれた（または損なわれたと認識された）場合、本トラストの資産として保有されている証券の価値に影響が生じる場合がある。

特に、CATボンドの価格は、自然大災害の発生、疫病の流行または債券の条件に定義されたトリガーポイントを超過することによりCATボンド発行体の債務不履行またはその可能性が発生した場合、大きく下落する可能性がある。

信用リスクは、承認された仲介業者その他の信頼できる金融機関を取引相手に選ぶことにより軽減される。また、本トラストの金融資産は定評のある承認されたカウンターパーティにより保管されている。上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時に決済／支払が行われる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した時点で実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。本トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(b) 信用リスク(続き)

本トラストの実質的にすべての資産は保管会社が保有する。保管会社に破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資対象ならびに現金および現金同等物に対する本トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。本トラストは、保管会社の信用状態および財政状態を監視することにより、このリスクを監視する。

以下の表は、本トラストの資産が保管されている銀行および保管会社のムーディーズによる2020年2月29日および2019年8月31日時点の信用格付を要約したものである。

2020年2月29日

	公正価値 USD	信用格付
<u>銀行</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	2,051,088	A1
<u>保管会社</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	32,577,875	A1
<u>金融デリバティブのカウンターパーティ</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	331,140	A1

2019年8月31日

	公正価値 USD	信用格付
<u>銀行</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	355,872	A1
<u>保管会社</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	40,179,422	A1
<u>金融デリバティブのカウンターパーティ</u>		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	486,483	A1

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（c）流動性リスク

本トラストは資産を流動性の比較的低い証券に投資するため、管理会社が本トラストの投資を望ましい価格およびタイミングで処分できる可能性が限定される場合がある。その上、こうした投資の再売却は契約上の条項により制限される場合があり、こうした条項はその投資の価値自体に影響を及ぼす可能性がある。また、取引所によって特定の金融商品または契約の取引が停止される可能性、特定の金融商品もしくは契約の即時売却および決済を求める命令が下される可能性、または特定の金融商品もしくは契約の取引を売却目的に限って認める命令が下される可能性もある。非流動性リスクは、店頭取引の場合にも発生する可能性がある。こうした金融商品または契約には規制された市場が存在しない場合もあり、買呼値と売呼値はそれらの金融商品または契約の仲買業者によってのみ形成される可能性が高い。市場性のない有価証券への投資には流動性リスクが伴う。加えて、こうした証券は価値評価が困難であり、その発行体は必ずしも規制された市場の投資家保護規制に服しない。

一般に、CATボンドは流動性が低く、市場参加者が限定されており、流通市場でのCATボンドの価格はボラティリティが高い。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合がある。さらに、一部のCATボンドには流通市場が存在しない可能性があり、その場合には店頭取引により買い手を探さなくてはならないこともある。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合があり、その結果本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

さらに、本トラストが短期間で多くの購入申込みを受け一方、投資制限を遵守した上で投資先となる十分なCATボンドを発見できない場合、本トラストは一時的に多額の現金を保有する可能性がある。この場合、受益者のCATボンドに対するエクスポージャーは希釈化する。

また、本トラストは、受益者の利益に資する大災害の発生など重要な状況において、各クラスの受益証券の買戻し／購入の申込みを一時停止するかまたは取り消す場合がある。

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産以外の金融負債について、契約満期までの残存期間は3カ月未満である。

（d）その他のリスク

ボラティリティリスク

デリバティブ商品の価格は非常にボラティリティが高い。先渡契約の価格変動は、金利、需給関係の変化、政府の貿易、財政、金融および為替管理制度および政策、国内および国際的な政治および経済事象および政策等の影響を受ける。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（d）その他のリスク（続き）

ボラティリティリスク（続き）

また、政府は随時、直接的におよび規制を通じて特定の市場、特に為替および金利に関連する先物およびオプション市場に介入する。こうした介入は、しばしば価格に直接影響を及ぼすことを目的として行われ、他の要因と共に、金利変動等を通じてそれらの市場をすべて急激に同じ方向に向かわせる場合がある。

手法および金融商品のリスク

手法および金融商品の利用には一定の特別なリスクが伴うが、それらのリスクには以下が含まれる：（ ）ヘッジ対象となる投資の価格および金利の動きを予測しうる可能性への依存性、（ ）ヘッジ手段とヘッジ対象である投資または市場との間の不完全な相関関係、（ ）これらの金融商品を利用するために必要なスキルが投資の選定に必要なスキルとは異なるという事実、および（ ）効果的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力に対する障害が発生する可能性。

本トラストの早期解約

本トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が生じた場合は、最終買戻日は前倒しされる。

本トラストが募集書類に記載されている規定に従って解約されない場合、受託証券は、次のいずれかが最初に発生した時点で、強制的に買戻される。

- （ ）2022年7月1日以降の評価日において純資産価格が10,000,000米ドル以下であり、かつすべての受託証券を強制的に買戻すべきであると管理会社が判断すること、または
- （ ）受託会社および管理会社がすべての受託証券の強制的な買戻しに合意すること（それぞれを「強制買戻事由」という）

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定

本トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される。

- ・ 活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格（調整前）（レベル1）。
- ・ レベル1に含まれる公表価格以外のインプットであって、当該資産または負債に関して直接（価格として）または間接的に（価格から導出される）観察可能なインプット（レベル2）。
- ・ 当該資産または負債に関する観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち、観察不可能なインプット）（レベル3）。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその全体として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、本トラストによる判断による部分が大きい。本トラストは、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能であり、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

以下の表は、2020年2月29日および2019年8月31日現在の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を、公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである。

	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
2020年2月29日				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
負債性金融商品への投資	-	32,577,875	-	32,577,875
デリバティブ金融商品	-	331,140	-	331,140
	-	32,909,015	-	32,909,015
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ金融商品	-	-	-	-
	-	-	-	-

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(続き)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	USD	USD	USD	USD
2019年8月31日				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
負債性金融商品への投資	-	40,179,422	-	40,179,422
デリバティブ金融商品	-	486,483	-	486,483
	-	40,665,905	-	40,665,905
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ金融商品	-	(20,994)	-	(20,994)
	-	(20,994)	-	(20,994)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。これらには、CATボンドおよび為替予約への投資が含まれる。

CATボンドへの投資は、注記3(a)()に記載した方針に従って価値の評価を行う。CATボンドの価格は、仲介業者4社の買呼値と売呼値から算出される。これらの仲介業者はCATボンド市場の主要マーケット・メーカーであり、自社の価格決定モデルを用いて入手可能な一般に公開されたCATボンドの取引価格に基づいて価格を算定している。そのような取引が無い場合、各仲介業者は、CATボンドの価格を類似した債券の市場データから算定する。観察可能な市場インプットに基づいてCATボンドの公正価値を測定するための十分な情報が入手可能である。しかしながら、推定された価値は、近い将来最終的に実現する金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品には以下が含まれる。

- () 現金、未決済取引債権、未収利息、その他の資産および未払費用。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。
- () 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産。本トラストは、解約可能受益証券の通常の買い戻しおよび発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻し時点における本トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買い戻しおよび発行を行う。従って、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価値に等しい。当該受益証券は、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル2に分類される。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

デリバティブ金融商品

本トラストは為替予約契約を締結する。為替予約契約は、特定の数量の通貨を将来の特定の日に特定の価格で売買することを当事者間で約束する契約である。開始時には元本金額の交換は発生せず、正味の債権・債務ポジションは満期日に決済される。通貨フォワードは、円(年2回)クラスおよび米ドル(年2回)クラスに起因する為替リスクを管理しヘッジするために利用される。

報告日現在、以下の未決済の為替予約契約が存在する。

2020年2月29日

満期日	契約数	債権 USD	債務 USD	公正価値(純額) USD
2020年3月6日	2	2,299	-	2,299
2020年3月13日	2	328,841	-	328,841
合計		331,140	-	331,140

2019年8月31日

満期日	契約数	債権 USD	債務 USD	公正価値(純額) USD
2019年9月13日	4	486,483	(20,994)	465,489
合計		486,483	(20,994)	465,489

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

デリバティブ金融商品（続き）

為替予約契約により購入および売却された通貨には 米ドル、ユーロおよび日本円が含まれる。これは、本トラストの投資目標と整合的である。

以下の表は、為替予約契約の想定エクスポージャーを示したものである。

2020年2月29日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約契約	331,140	19,483,266
デリバティブ負債		
為替予約契約	-	-
2019年8月31日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約契約	486,483	21,068,475
デリバティブ負債		
為替予約契約	(20,994)	(2,980,482)

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

金融資産および金融負債の相殺

本トラストは、貸借対照表上の金融資産と金融負債の相殺の影響を開示する。この開示によって、財務諸表利用者は認識された資産および負債に係るネットティング契約の財政状態への影響または潜在的な影響を評価することができる。これらの認識済資産および負債は、強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の条件に服する金融商品およびデリバティブ商品または以下の相殺権基準を満たす金融商品およびデリバティブ商品である：本トラストが他の当事者に対して支払義務を負う金額が決定可能であり、本トラストが当該金額を他の当事者が支払義務を負う金額と相殺する権利を有していること、本トラストが相殺を行う意図を有していること、および本トラストの相殺権が法律により強制可能であること。

2020年2月29日現在、本トラストは、財政状態計算書上相殺可能でありマスター・ネットティング契約に服する金融商品およびデリバティブ商品を保有している。このマスター・ネットティング契約は、カウンターパーティに本トラストのために提供されている担保またはカウンターパーティの負債もしくは支払義務を本トラストが当該カウンターパーティに対して負う負債または支払義務と相殺することを認めるものである。

2020年2月29日および2019年8月31日時点の強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似の契約に服する金融資産および金融負債は以下のとおりである。

	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融資産の総額(b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
		金融 商品(a)	受領した現金 担保(a)	純額
2020年2月29日 デリバティブ資産				
為替予約契約				
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	331,140	-	-	331,140
合計	331,140	-	-	331,140

	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融負債の総額(b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
		金融 商品(a)	差入れられた 現金担保(a)	純額
デリバティブ負債				
為替予約契約				
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

金融資産および金融負債の相殺(続き)

2019年8月31日 デリバティブ資産	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融資産の総額(b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
		金融 商品(a)	受領した現金 担保(a)	純額
為替予約契約 バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	486,483	(20,994)	-	465,489
合計	486,483	(20,994)	-	465,489

デリバティブ負債	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融負債の総額(b)	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
		金融 商品(a)	差入れられた 現金担保(a)	純額
為替予約契約 バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	(20,994)	20,994	-	-
合計	(20,994)	20,994	-	-

(a) これらの金額は、デリバティブ資産または負債の残高に限定されている。このため、受領したまたは差入れられた超過担保は含まれていない。

(b) 財政状態計算書上に計上されたこれらの金額は相殺されておらず、その結果、総額は純額に等しい。

東京海上・CATボンド・ファンド

未監査財務諸表

2020年2月29日

未監査財務諸表に対する注記（続き）

6 FVTPLで測定した金融商品からの純利益

FVTPLで測定した金融商品からの純利益は以下の項目から構成される。

	2020年2月29日に 終了した半期に ついて USD	2019年2月28日に 終了した半期 について USD
受取利息	1,431,818	1,864,625
純損益を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品に係る総実現損失	(55,029)	(83,361)
純損益を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品に係る総未実現利益 (損失)	185,979	(696,027)
純損益を通じて公正価値で測定する デリバティブ金融商品に係る 総実現損失	(397,678)	(576,348)
純損益を通じて公正価値で測定する デリバティブ金融商品に係る 総未実現(損失)利益	(134,348)	276,532
FVTPLで測定した金融商品からの純利益	1,030,742	785,421

7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

発行済全額払込済受益証券口数の変動は以下のとおりである。

発行済全額払込済受益証券

	円(年2回) クラス (口数)	米ドル(年2回) クラス (口数)
2019年8月31日時点残高	220,190.677	2,319,960.662
受益証券の発行	-	17,869.393
受益証券の買戻し	(14,753.593)	(766,818.802)
2020年2月28日時点残高	205,437.084	1,571,011.253

発行済全額払込済受益証券

	円(年2回) クラス (口数)	米ドル(年2回) クラス (口数)
2018年8月31日時点残高	273,478.014	3,287,246.637
受益証券の発行	-	79,622.471
受益証券の買戻し	(53,287.337)	(1,046,908.446)
2019年8月31日時点残高	220,190.677	2,319,960.662

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記（続き）****7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産（続き）**

初回募集期間の米ドル（年2回）クラスに関して、最小初回購入申込みは、10,000口であり、その後、さらに1口増加する。その後の購入申込みについて、最小初回募集額は100,000米ドルであり、その後、0.01米ドル増加する。

初回募集期間の円（年2回）クラスに関して、最小初回購入申込みは1,000口であり、その後さらに1口増加する。その後の購入申込みについて、最小初回募集額は10,000,000円であり、その後1円増加する。

米ドル（年2回）クラスの発行価格は1口10.00米ドルであり、円（年2回）クラスは1口10,000円である。受益証券の初回発行後、資格のある投資家は、当該応募価格で、その後の購入日に受益証券の予約購入が可能である。取引日の受益証券クラスを予約購入した各受託証券に関して、応募価格は、評価地点での取引日直前の評価日の係る受益証券クラスごとの純資産価格と同等の金額である。

買戻日において買戻し対象の受益証券の提出を希望する投資家は、かかる買戻日、またはそれ以外の管理会社が自己の判断で決定する日時の直前の買戻通知日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社を買戻通知を提出しなければならない。

買戻日は毎月第三営業日であり、トラスト解約の中断事象が生じていない日とする。または本トラストまたは受益証券クラスに関して、時によって管理会社が決定するその他の日とする。

買戻通知日は、毎月10日とする。当該日が営業日でない場合、直後の営業日または管理会社が決定したその他の日とする。

受益者は、最終買戻日前のいずれかの買戻日に買い戻された受益証券クラスに関する金額を受け取る。その金額は当該買戻日直前の評価日において評価地点で算出された当該クラスの1口当たりの純資産価格に相当する。また、スウィング・プライス調整に従い調整される可能性がある。

発行済み受託証券クラスの10%以上を占める買戻通知が受領された場合、または本トラストの投資の清算が実施不能であるかまたは受益者に不利であると管理会社または受託会社が判断した場合、管理会社は受託会社と相談の上、管理会社が決定した手段により、すべてまたは一部において、受益者による買戻しを延期することができる。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記(続き)****7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)**

買戻日において買戻し対象の受益証券の提出を希望する投資家は、かかる買戻日、またはそれ以外の管理会社が自己の判断で決定する日時の直前の買戻通知日の午後6時(東京時間)までに管理事務代行会社を買戻通知を提出しなければならない。

買戻日は毎月第三営業日であり、トラスト解約の中断事象が生じていない日とする。または本トラストまたは受益証券クラスに関して、時によって管理会社が決定するその他の日とする。

買戻通知日は、毎月10日とする。当該日が営業日でない場合、直後の営業日または管理会社が決定したその他の日とする。

受益者は、最終買戻日前のいずれかの買戻日に買い戻された受益証券クラスに関する金額を受け取る。その金額は当該買戻日直前の評価日において評価地点で算出された当該クラスの1口当たりの純資産価格に相当する。また、スウィング・プライス調整に従い調整される可能性がある。

発行済み受託証券クラスの10%以上を占める買戻通知が受領された場合、または本トラストの投資の清算が実施不能であるかまたは受益者に不利であると管理会社または受託会社が判断した場合、管理会社は受託会社と相談の上、管理会社が決定した手段により、すべてまたは一部において、受益者による買戻しを延期することができる。

分配

管理会社は、投資運用会社との協議を経て、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金等の要因を考慮して、半期ごとの各分配宣言日に各クラスに係る分配額を決定することができる。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記(続き)****7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)****分配(続き)**

分配は、当該分配宣言日の直前の分配基準日に受益者として登録されている者に対して行われる。管理会社は、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、および同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金の金額がそれ自体では半期分配の資金源として不十分であると認められる場合であって、適切と認められる場合、投資運用会社との協議を経て、特定の分配期間について分配の全額または一部を受益証券に帰属する投資元本から支払うことを選択することができる(同金額がキャピタルゲインを超過する場合を含む)。また、管理会社は、受益証券に帰属する投資元本から支払う選択肢があるにもかかわらず、特定の分配期間について受益証券について半期分配を支払わないことを選択することができる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその単独の裁量の下で、本トラストの投資目標およびポリシーが過去6カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、投資運用会社との協議を経てこうした選択が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断した場合が含まれるが、これらに限られない。

本トラストの終了に伴い、受託会社は既存の受益者に対して、その保有口数に応じて、本トラストの資産の現金化により回収した現金の全額を分配する。受託会社は、終了に関連してまたは起因して発生または負担したものの否かを問わず、受託会社において適切に発生または負担したすべての費用、債務、負債、対価、経費、請求および要求の支払に充当するために必要な現金を留保することができる。

2020年2月29日までの半期において、解約可能受益証券の受益者へ21,978米ドルの分配があった(2019年2月28日までの半期については212,037米ドル)。

8 関連当事者取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

クレディ・スイス・インターナショナルは、本トラストの報酬代行会社として行動し、同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループによる共同保有により重要な影響力を行使することが可能な関連当事者である。報酬代行会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.12%を年当たりの報酬代行会社報酬として受け取るものとし、同報酬は本トラストの資産から支払われる。当半期の報酬代行会社に対する報酬総額は22,755米ドルであり、当半期末時点で報酬代行会社に対する未払報酬残高は7,008米ドルである。

東京海上・CATボンド・ファンド**未監査財務諸表****2020年2月29日****未監査財務諸表に対する注記（続き）****8 関連当事者取引（続き）**

管理会社は、信託約款の条件に従って受託証券の発行を行う権限を持っており、同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループと共同で保有する関連当事者である。管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで報酬代行会社より支払われる。

投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って管理会社から委託された、投資対象ポートフォリオに関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理責任を負っている関連当事者である。投資運用会社は純資産価値の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとする。同報酬は各評価日において日次ベースで計算され、後払いで四半期毎に本トラストの資産から支払われる。当半期の投資運用会社に対する報酬総額は132,730米ドルであり、当半期末時点で投資運用会社に対する未払報酬残高は40,883米ドルである。

副投資運用会社は、副投資運用契約の条件に従って投資運用会社から再委託された投資対象ポートフォリオの日常的な投資意思決定の責任に基づく関連当事者である。副投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.50%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は投資運用会社により運用会社報酬から支払われる。当半期の副投資運用会社に対する報酬総額は94,807米ドルであり、当半期末時点で副投資運用会社に対する未払報酬残高は29,202米ドルである。

受託会社は、本トラストの運営および管理に全面的な権限を有することによる本トラストとの関係に基づく関連当事者である。受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が本トラストの資産から毎年前払いで支払われるものとする。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本トラストの資産から払い戻しを受ける。

（２）投資有価証券明細表等

（２０２０年３月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
							単価	金額	単価	金額	
1	GALILEO RE L 9.05738 06NOV20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/ 6	15,000	100.00	1,500,000.00	97.66	1,464,956.25	4.6%
2	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/ 6	12,500	100.00	1,250,000.00	95.16	1,189,468.75	3.7%
3	NORTHSHORE RE 0.0 06JUL20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 7 / 6	10,000	100.18	1,001,836.69	99.88	998,787.50	3.1%
4	ARMOR RE II LT 0.0 08JUN23 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2023/ 6 / 8	10,000	100.00	1,000,000.00	99.49	994,875.00	3.1%
5	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 5 /27	10,000	100.05	1,000,461.79	99.23	992,312.50	3.1%
6	GALILEI RE L 7.25425 08JAN24 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 1 / 8	10,000	100.61	1,006,122.20	98.98	989,812.50	3.1%
7	RIVERFRONT RE 4.91 15JAN21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2021/ 1 /15	10,000	100.32	1,003,179.60	98.73	987,316.67	3.1%
8	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 1 / 8	10,000	100.00	1,000,000.00	98.15	981,500.00	3.1%
9	KILIMANJARO 7.90875 20APR21 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2021/ 4 /20	10,000	100.74	1,007,373.17	96.91	969,075.00	3.0%
10	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/ 6	10,000	100.00	1,000,000.00	96.01	960,112.50	3.0%
11	SANDERS RE L 4.59125 06DEC21 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2021/12/ 6	10,000	100.02	1,000,163.93	95.31	953,137.50	3.0%
12	SANDERS RE LTD 0.0 07APR22 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2022/ 4 / 7	10,000	100.00	1,000,000.00	93.84	938,383.33	2.9%
13	RESIDENTIAL RE 0.0 06JUN24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/ 6 / 6	10,000	99.43	994,278.27	93.59	935,937.50	2.9%
14	INTERNATIONA 8.3725 15JUL21 144A FR	国際機関	社債	変動利付債	2021/ 7 /15	10,000	100.12	1,001,216.26	81.00	810,000.00	2.5%
15	KILIMANJARO 6.66025 05MAY26 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2026/ 5 / 5	7,500	100.00	750,000.00	98.09	735,693.75	2.3%
16	URSA RE LTD 0.0 10DEC20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/12/10	7,500	100.00	750,000.00	98.02	735,131.25	2.3%
17	ALAMO RE LTD 0.0 07JUN24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 6 / 7	7,500	100.00	750,000.00	97.45	730,865.63	2.3%
18	HEXAGON REINS 7.11 17JAN25 144A FRN	アイルランド	社債	変動利付債	2025/ 1 /17	5,000	117.30	586,475.18	99.19	544,188.19	1.7%
19	SANDERS RE L 3.81763 05JUN20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 6 / 5	5,000	100.07	500,348.73	99.34	496,700.00	1.6%
20	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 5 /27	5,000	100.04	500,190.06	99.04	495,200.00	1.6%
21	FLOODSMART RE 0.0 06AUG24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 8 / 6	5,000	100.00	500,000.00	98.78	493,912.50	1.6%
22	GALILEO RE L 19.05738 06NOV20 144A	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/ 6	5,000	100.00	500,000.00	97.50	487,475.00	1.5%
23	INTERNATIONA 3.99175 15MAR21 144A F	国際機関	社債	変動利付債	2021/ 3 /15	5,000	100.00	500,000.00	97.48	487,418.75	1.5%
24	CAPE LOOKOUT R 0.0 25FEB25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 2 /25	5,000	100.00	500,000.00	97.45	487,250.00	1.5%
25	URSA RE LTD 0.0 10DEC26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2026/12/10	5,000	100.00	500,000.00	97.44	487,193.75	1.5%
26	ATLAS CAP UK 7.48038 09JUN25 144A F	英国	社債	変動利付債	2025/ 6 / 9	5,000	100.00	500,000.00	97.35	486,756.25	1.5%

27	INTERNATIONA 4.49175 15MAR21 144A F	国際機関	社債	変動利付債	2021/ 3 /15	5,000	100.00	500,000.00	97.35	486,743.75	1.5%
28	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 1 / 8	5,000	100.00	500,000.00	97.15	485,768.75	1.5%
29	KENDALL RE L 6.82738 06MAY24 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 5 / 6	5,000	100.00	500,000.00	96.60	482,981.25	1.5%
30	INTERGRITY R 5.564 10JUN27 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2027/ 6 /10	5,000	100.00	500,000.00	95.60	477,981.25	1.5%

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2020年３月末日現在735,000米ドル（約7,999万円）です。

（注）米ドルの円換算額は、2020年３月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.83円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2020年３月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	8	215,847,524米ドル
			17,243,829豪ドル
			3,148,703,484円
			208,113,484トルコリラ
	私募	34	257,846,294,972円

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度(2017年1月1日から2017年12月31日までおよび2018年1月1日から2018年12月31日まで)の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.83円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

損益およびその他の包括利益計算書(2018年12月31日終了事業年度)

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
損益計算書（米ドル）					
受取利息		22,534	2,452	11,246	1,224
- うち、償却原価で測定される 金融商品にかかる受取利息		22,534	2,452	11,246	1,224
純受取利息 ²	4	22,534	2,452	11,246	1,224
サービス報酬収入	5	205,000	22,310	190,000	20,678
その他収益		8	1	41	4
純収益 ²		227,542	24,763	201,287	21,906
一般管理および営業費	6	(121,067)	(13,176)	(111,931)	(12,181)
引当金繰入および 税引前営業利益 ²		106,475	11,588	89,356	9,725
税引前利益		106,475	11,588	89,356	9,725
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		106,475	11,588	89,356	9,725

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

財政状態計算書(2018年12月31日現在)

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
資産（米ドル）					
現金預け金	9	1,213,367	132,051	1,016,181	110,591
その他資産	10	206,873	22,514	299,223	32,564
資産合計		1,420,240	154,565	1,315,404	143,155
負債（米ドル）					
その他負債	10	3,735	406	5,374	585
負債合計		3,735	406	5,374	585
株主資本（米ドル）					
資本金	11	735,000	79,990	735,000	79,990
利益剰余金		681,505	74,168	575,030	62,581
株主資本合計		1,416,505	154,158	1,310,030	142,571
負債および株主資本合計		1,420,240	154,565	1,315,404	143,155

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
)
 ニコラス・パパペリン) 取締役
)

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

持分変動計算書 (2018年12月31日終了事業年度)

	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2018年度						
2018年度持分変動計算書 (米ドル)						
2018年1月1日現在の残高	735,000	79,990	575,030	62,581	1,310,030	142,571
当該年度の利益	-	-	106,475	11,588	106,475	11,588
2018年12月31日現在の残高	735,000	79,990	681,505	74,168	1,416,505	154,158
2017年度						
2017年度持分変動計算書 (米ドル)						
2017年1月1日現在の残高	735,000	79,990	485,674	52,856	1,220,674	132,846
当該年度の利益	-	-	89,356	9,725	89,356	9,725
2017年12月31日現在の残高	735,000	79,990	575,030	62,581	1,310,030	142,571

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

キャッシュ・フロー計算書（2018年12月31日終了事業年度）

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
営業活動による キャッシュ・フロー（米ドル）					
当該年度の利益		106,475	11,588	89,356	9,725
純利益を営業活動より生じた 現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前 純利益に含まれる非現金項目：					
受取利息	4	(22,534)	(2,452)	(11,246)	(1,224)
未実現損益		(8)	(1)	(41)	(4)
営業資産および負債変動前の 営業活動より生じた現金					
		83,933	9,134	78,069	8,496
営業資産の純減：					
その他資産		92,358	10,051	176,907	19,253
営業資産の純減		92,358	10,051	176,907	19,253
営業負債の純（減）／増：					
その他負債および引当金		(1,639)	(178)	1,856	202
営業負債の純（減）／増		(1,639)	(178)	1,856	202
法人税等の支払額		-	-	-	-
営業活動より生じた現金		174,652	19,007	256,832	27,951
財務活動による キャッシュ・フロー（米ドル）					
受取利息	4	22,534	2,452	11,246	1,224
財務活動により生じた 現金（米ドル）		22,534	2,452	11,246	1,224
現金および現金同等物の純増額		197,186	21,460	268,078	29,175
期首における現金および 現金同等物		1,016,181	110,591	748,103	81,416
期末における現金および 現金同等物（米ドル）		1,213,367	132,051	1,016,181	110,591
現金預け金	9	1,213,367	132,051	1,016,181	110,591
期末における現金および 現金同等物（米ドル）		1,213,367	132,051	1,016,181	110,591

¹ 比較情報は、以下の脚注 2 で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

8 ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財務諸表に対する注記

１．主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

２．重要な会計方針**(a) 準拠表明**

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(USD)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手元現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、新しい減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第9号における発生損失モデルから、IFRS第9号における予想信用損失(ECL)モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- () 当社を支配している、または共同支配している。
- () 当社に重要な影響を与える。
- () 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- () その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社に関連している)。
- () その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
- () 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- () ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- () ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- () ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- () (a)()に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

(k) 当期に発効された基準および解釈指針

当社は、当年度において次のような改訂を採用している。

IFRS第9号：金融商品(2018年1月1日発効)

IFRS第9号「金融商品」：2014年7月に、IASBはIAS第39号の代替として、IFRS第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。)の完全版を公表した。本基準には、認識および測定、減損、認識の中止、一般ヘッジ会計に関する要件が含まれる。当社は、IFRS第9号のもとで選択を許可されている方針として、遅くともマクロヘッジに関する要件が確定および公表されるまで、IAS第39号に準拠したヘッジ会計の適用を継続することを決定した。IFRS第9号に起因する、IFRS第7号「金融商品：開示」に対する修正においても、新しい開示、および現在の開示要件の改訂が求められている。IFRS第9号は、2018年1月1日またはそれ以後に開始される年度に適用できる。

２．重要な会計方針（続き）

2017年10月に、IASBは負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の修正）を公表した。本修正は、2019年1月1日またはそれ以後に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。当社は、本修正を2018年1月1日付で年次採用した。

IFRS第9号の採用に起因する会計方針の変更は、一般に遡及適用される。しかしながら当社は、以前の期間の比較情報を修正再表示しないことを認める免責条項を利用している。

本改訂の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」：2014年5月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）を公表した。IFRS第15号は、単一の包括的な収益認識フレームワークを定めている。IFRS第15号の中核的原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を、かかる財またはサービスと引き換えに権利を得ると見込まれる対価の額で描写するように、企業が収益の認識を行うことを要求している。また、IFRS第15号には開示要件も含まれており、財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を理解できるようにしている。IFRS第15号は、IFRS内の既存の収益ガイダンスを置き換える。

2016年4月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化（以下、「IFRS第15号の明確化」という。）を公表した。IFRS第15号の明確化は、知的財産の使用権、履行義務の特定、本人（総額）・代理人（純額）適用ガイダンス、および経過措置について、収益認識に関する合同移行リソース・グループが検討した導入にかかる質問に対処することを意図するものである。IFRS第15号およびIFRS第15号の明確化は、2018年1月1日以降に始まる年次報告期間に発効する。

当社は、累積的影響法による移行アプローチを用いて、IFRS第15号のガイダンスとIFRS第15号の明確化を2018年1月1日に採用した。なお、移行に伴う調整は利益剰余金において認識され、比較情報の修正再表示を行っていない。採用の結果、当社は一部の報酬の認識時期による重大な変化を受けない。企業と締結した財またはサービスの顧客への移転契約が個別に識別可能かどうかを評価する際には、約束の内容が契約の観点において、それぞれの財もしくはサービスを個別に移転しているかどうか、または約束した財もしくはサービスを結合したものを移転しているかどうかを判断することを目的としている。アドバイザー契約内の履行義務を評価した結果、当社は投資銀行資本市場業務における一部の報酬の認識時期に関する変更を特定した。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

３．会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない（注記17）。

４．純受取利息

	2018年度	2017年度
純受取利息（米ドル）		
現金預け金にかかる受取利息	22,534	11,246
受取利息	22,534	11,246

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

５．サービス報酬収入

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2018年度	2017年度
収益（米ドル）		
サービス報酬収入	205,000	190,000
収益合計	205,000	190,000

６．一般管理および営業費

	2018年度	2017年度
一般管理および営業費（米ドル）		
その他報酬費用	(1,315)	(1,311)
銀行手数料	(545)	-
営業費	(1,860)	(1,311)
監査報酬	(3,117)	(3,142)
役員報酬	(106,500)	(105,033)
専門家サービス	(9,590)	(2,445)
一般管理費	(119,207)	(110,620)
一般管理および営業費合計	(121,067)	(111,931)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2018年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- ホルト日本株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2017年:5,000米ドル)を受け取っているが、2018年12月31日現在当社は持分を保有していない。

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

グローバル・リートα・ファンド(適格機関投資家限定)

豪州高配当株・ツインαファンド(適格機関投資家限定)

米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・オーストラリア高配当株αファンド(適格機関投資家限定)

プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

米国スモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)

J-REIT Fund(適格機関投資家限定)

USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ユーロ・ストック・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

NB/MYAM米国REITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)

８．非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REIT アンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
US REITファンド(適格機関投資家限定)
新生・ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

９．現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

	2018年度	2017年度
現金預け金(米ドル)		
現金預け金	1,213,367	1,016,181
現金預け金合計	1,213,367	1,016,181

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

10. その他の資産および負債

	2018年度	2017年度
その他資産(米ドル)		
未収利息および報酬	206,873	192,723
その他	-	106,500
その他資産合計	206,873	299,223
	2018年度	2017年度
その他負債(米ドル)		
未払利息および報酬	3,735	5,374
その他負債合計	3,735	5,374

11. 資本金

(a) 授権株式および発行済株式

	2018年度		2017年度	
	株数	米ドル	株数	米ドル
授権株式:				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式:				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2018年および2017年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2018年および2017年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間取引を行った。

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
資産(米ドル)						
その他資産	-	205,000	205,000	-	191,632	191,632
資産合計	-	205,000	205,000	-	191,632	191,632
負債および資本(米ドル)						
その他負債	-	-	-	1,871	1,632	3,503
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	735,000	-	735,000	736,871	1,632	738,503

b) 関連当事者間の収益および費用

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
その他収益(米ドル)						
その他収益	-	205,000	205,000	-	190,000	190,000

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬(米ドル)	2018年度	2017年度
短期従業員給付	106,500	105,033
経営幹部報酬合計	106,500	105,033

14．親会社および最終的な持株会社

2018年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15．比較情報の再分類

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

金融機関である当社は、2018年度に、より適切な情報を提供することを目的として、表示方法を流動・固定資産および負債から流動性の高い順番に変更した。加えて当社は、収益および費用の詳細情報を提供するために、損益計算書の表示方法についても変更した。このような表示方法の変更に伴い、比較金額は当年度の表示方法に準拠するよう再分類されている。財務諸表の比較可能性向上のため、現在の表示方法はクレディ・スイス・グループ内の類似する企業の表示方法に従っている。以前の表示方法に基づく各項目の金額およびクラスについては、2017年度財務諸表を参照のこと。

16．修正を要しない後発事象

2018年度において、修正を要しない重要な後発事象は存在しない。

17．公表後、2018年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2018年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていない複数の改訂基準、新基準および解釈指針を公表している。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

**Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended
31 December 2018**

	Reference to Note	2018	2017 ¹
Statement of profit or loss (USD)			
Interest income		22,534	11,246
- of which Interest income from instruments at amortised cost		22,534	11,246
Net interest income²	4	22,534	11,246
Service Fee Income	5	205,000	190,000
Other revenues		8	41
Net revenues²		227,542	201,287
General, administrative and trading expenses	6	(121,067)	(111,931)
Operating profit before allowance and taxation²		106,475	89,356
Profit before tax		106,475	89,356
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		106,475	89,356

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

²The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of financial position at 31 December 2018

	Reference to Note	2018	2017 ¹
Assets (USD)			
Cash and due from banks	9	1,213,367	1,016,181
Other assets	10	206,873	299,223
Total assets		1,420,240	1,315,404
Liabilities (USD)			
Other liabilities	10	3,735	5,374
Total liabilities		3,735	5,374
Shareholders' equity (USD)			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		681,505	575,030
Total shareholders' equity		1,416,505	1,310,030
Total liabilities and shareholders' equity		1,420,240	1,315,404

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

²The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

Approved and authorised for issue by the board of directors on

12/06/2019

Nicolas Papavoine

Director

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

)
)
)
)
)

Director

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2018

	Share capital	Retained earnings	Total
2018			
2018 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2018	735,000	575,030	1,310,030
Profit for the year	—	106,475	106,475
Balance at 31 December 2018	735,000	681,505	1,416,505
2017			
2017 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2017	735,000	485,674	1,220,674
Profit for the year	—	89,356	89,356
Balance at 31 December 2017	735,000	575,030	1,310,030

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of cash flow for the year ended 31 December 2018

	Reference to Note	2018	2017 ¹
Cash flows from operating activities (USD)			
Profit for the year		106,475	89,356
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest income	4	(22,534)	(11,246)
Unrealised gain and loss		(8)	(41)
Cash generated from before changes in operating assets and liabilities		83,933	78,069
Net decrease in operating assets:			
Other assets		92,358	176,907
Net decrease in operating assets		92,358	176,907
Net (decrease)/increase in operating liabilities:			
Other liabilities and provisions		(1,639)	1,856
Net (decrease)/increase in operating liabilities		(1,639)	1,856
Income taxes paid		—	—
Net cash generated from operating activities		174,652	256,832
Cash flows from financing activities (USD)			
Interest income	4	22,534	11,246
Net cash generated from financing activities		22,534	11,246
Net increase in cash and cash equivalents		197,186	268,078
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,016,181	748,103
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)		1,213,367	1,016,181
Cash and due from banks	9	1,213,367	1,016,181
Cash and cash equivalents at the end of year		1,213,367	1,016,181

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

²The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “Company”) is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company’s principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in the trusts. The Company’s registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards (“IFRSs”), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards (“IASs”) and Interpretations issued by International Accounting Standards Board (“IASB”). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) *Foreign currency*

The company’s functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

2. Significant Accounting Policies (continued)

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) *Other assets*

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) *Provisions and contingent liabilities*

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) *Impairment*

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the new impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

(h) *Revenue recognition*

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

2. Significant Accounting Policies (continued)**(i) Expenses**

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

The Company has adopted the following amendments in the current year:

IFRS 9: Financial Instruments (effective 1 January 2018)

IFRS 9 Financial Instruments: In July 2014, the IASB issued IFRS 9 'Financial Instruments' (IFRS 9) as a complete standard which replaces IAS 39. The Standard includes requirements for recognition and measurement, impairment, derecognition and general hedge accounting. The Company elected, as a policy choice permitted under IFRS 9, to continue to apply hedge accounting in accordance with IAS 39, until at the latest the requirements on macro hedging are finalised and released. The amendments to IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures' resulting from IFRS 9 also require new disclosures as well as the revision of current disclosure requirements. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018.

In October 2017, the IASB issued Prepayments Features with Negative Compensation (Amendments to IFRS 9). The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019, with early adoption permitted. The Company yearly adopted this amendment as at 1 January 2018.

2. Significant Accounting Policies (continued)

Changes in accounting policies resulting from the adoption of IFRS 9 are generally applied retrospectively; however the Company has taken advantage of the exemption allowing it not to restate comparative information for prior periods.

The adoption of this amendments does not have a material impact to the Company's financial statements.

IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers: In May 2014, the IASB issued IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' (IFRS 15). IFRS 15 establishes a single, comprehensive framework for revenue recognition. The core principle of IFRS 15 requires that an entity recognise revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. IFRS 15 also includes disclosure requirements that enable users of financial statements to understand the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from contracts with customers. IFRS 15 replaces existing revenue guidance in IFRS.

In April 2016, the IASB issued Clarifications to IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' (Clarifications to IFRS 15). The Clarifications to IFRS 15 are intended to address implementation questions that were discussed by the Joint Transition Resource Group for Revenue Recognition on licenses of intellectual property, identifying performance obligations, principal versus agent application guidance and transition. IFRS 15 and Clarifications to IFRS 15 are effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2018.

The Company adopted the guidance in IFRS 15 and Clarifications to IFRS 15 on 1 January 2018 using the cumulative effect transition approach with a transition adjustment recognised in retained earnings without restating comparatives. As a result of adoption, Company did not have any material changes due to timing of the recognition of certain fees. In assessing whether an entity's promises to transfer goods or services to the customer are separately identifiable, the objective is to determine whether the nature of the promise, within the context of the contract, is to transfer each of those goods or services individually or, instead, to transfer a combined item or items to which the promised goods or services are inputs. As a result of the Company assessment of performance obligations within advisory contracts, the Company identified changes in the timing of the recognition of certain fees in the investment banking capital markets business.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

4. Net Interest income

	2018	2017
Net Interest Income (USD)		
Interest income on cash and due from banks	22,534	11,246
Interest income	22,534	11,246

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2018	2017
Revenues (USD)		
Service Fee Income	205,000	190,000
Total revenues	205,000	190,000

6. General, Administrative and Trading Expenses

	2018	2017
General, administrative and trading expenses (USD)		
Other commission expenses	(1,315)	(1,311)
Bank charges	(545)	—
Trading expenses	(1,860)	(1,311)
Auditor remuneration	(3,117)	(3,142)
Directors' remuneration	(106,500)	(105,033)
Professional Services	(9,590)	(2,445)
General and administrative expenses	(119,207)	(110,620)
Total general, administrative and trading expenses	(121,067)	(111,931)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 18 January 2020. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2018:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2017: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2018:

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Income Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Euro Stock Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus Fund
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

	2018	2017
Cash and due from banks (USD)		
Cash and due from banks	1,213,367	1,016,181
Total cash and due from banks	1,213,367	1,016,181

10. Other Assets and Other Liabilities

	2018	2017
Other assets (USD)		
Interest and fees receivable	206,873	192,723
Others	—	106,500
Total other assets	206,873	299,223
	2018	2017
Other liabilities (USD)		
Interest and fees payable	3,735	5,374
Total other liabilities	3,735	5,374

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

		2018		2017
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2018 and 2017, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2018 and 2017, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2018.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions

a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business

	31 December 2018			31 December 2017		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets (USD)						
Other assets	—	205,000	205,000	—	191,632	191,632
Total assets	—	205,000	205,000	—	191,632	191,632
Liabilities and Equity (USD)						
Other liabilities	—	—	—	1,871	1,632	3,503
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	735,000	—	735,000	736,871	1,632	738,503

b) Related party revenues and expenses

	31 December 2018			31 December 2017		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Other revenues (USD)						
Other revenues	—	205,000	205,000	—	190,000	190,000

c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2018	2017
Short-term employee benefits	106,500	105,033
Total Remuneration of Key Management Personnel	106,500	105,033

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2018, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Reclassification of Comparative Figures

The Company financials have not been re-stated.

In 2018, the Company being a financial institution, has changed its presentation from current and non-current assets/ liabilities to the order of liquidity as it provides more relevant information. In addition, the Company has also amended the presentation of its statement of income as it provides further information of revenues and expenses. On account of this change in presentation, the comparative amounts have been reclassified to conform to the current year's presentation. The presentation is now in line with that of similar entities within the CS Group as it enhances the comparability of the financial statements. Refer to 2017 financial statements for amounts of each item or class of items presented under the erstwhile presentation.

16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period

There are no material non-adjusting events for 2018.

17. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2018

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2018 and which have not been adopted in these financial statements.

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線または傍線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）で示します。

第一部 証券情報

<訂正前>

（前略）

（２）外国投資信託受益証券の形態等

（中略）

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（中略）

（３）発行（売出）価額の総額

米ドル（年２回）クラス：

10億米ドル（約1,096億円）を上限とします。

（中略）

（８）申込取扱場所

日本における販売会社（下記で定義されます。）の本支店の照会先^{（注１）}：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社^{（注２）}

東京都千代田区大手町一丁目９番５号大手町フィナンシャルシティ ノースタワー（以下「代行協会員」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。）

（注１）日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」

（注２）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年６月１日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の日本における販売会社の本支店の照会先は、以下のとおり変更となる予定です。以下同じです。

日本における販売会社の本支店の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（日本における販売会社）

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（後略）

<訂正後>

（前略）

（２）外国投資信託受益証券の形態等

（中略）

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（中略）

（３）発行（売出）価額の総額

米ドル（年２回）クラス：

10億米ドル（約1,088億円）を上限とします。

（中略）

(8) 申込取扱場所

日本における販売会社(下記で定義されます。)の本支店の照会先^(注1)：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社^(注2)

東京都千代田区大手町一丁目９番５号大手町フィナンシャルシティ ノースタワー(以下「代行協会員」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。)

(注1) 日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書(全体版)および申込取扱場所」

(注2) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の日本における販売会社の本支店の照会先は、以下のとおり変更となる予定です。以下同じです。

日本における販売会社の本支店の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における販売会社)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

(注) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務及び日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

(中略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

(中略)

(注3) 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務及び日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

(中略)

管理会社の概況

管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management（Cayman）Limited）	
１．設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
２．事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
３．資本金の額	管理会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、額面１米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約8,053万円）です。	
４．沿革	2000年１月４日設立	
５．大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト１番、 インターナショナル・コマー・センター88階）	735,000株 （100％）

（注）米ドルの円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.56円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

<訂正後>

（前略）

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年８月１日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務および日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

（中略）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

（中略）

（注３）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年８月１日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務および日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

（中略）

管理会社の概況

管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management（Cayman）Limited）	
１．設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
２．事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
３．資本金の額	管理会社の2020年３月末日現在の資本金の額は、額面１米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約7,999万円）です。	
４．沿革	2000年１月４日設立	
５．大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト１番、 インターナショナル・コマー・センター88階）	735,000株 （100％）

（注）米ドルの円貨換算は、2020年３月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.83円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

２ 投資方針

<訂正前>

(1) 投資方針

(前略)

■ ファンドの特色

- 1** 保険リンク証券のうち主としてCATボンドに投資することで、インカムゲインの獲得を目指した運用を行います。
- 2** CATボンド関連の市場分析、個別銘柄の分析(リスクの種類(地震・ハリケーン等)、地域およびスプレッド水準など)等を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。なお、当ファンドでは、日本関連のリスクを極力排除するように運用を行います。
- 3** 原則として、東京海上アセットマネジメントが基準通貨に対して為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。当ファンドは、基準通貨の異なる2つのクラスから構成されます。
- 4** CATボンドなどの運用の指図に関する権限を東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッドに委託します。
- 5** 毎月10日(休業日の場合は翌ファンド営業日)までに各クラスの購入または換金(買戻し)のお申込みをいただくと、翌月の第3ファンド営業日が取引日となります。
- 6** 各クラスは、原則として年2回の分配日(毎年4月および10月の第3ファンド営業日)に、収益の分配方針に基づき分配を行います。

東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッド

- ・東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッドは、2000年に東京海上アセットマネジメント株式会社[※]の100%出資により設立されたニューヨーク現地法人です。CATボンドを含む保険リンク証券の運用や東京海上アセットマネジメントへの債券運用に関する助言業務などを行っています。
- ・CATボンドを含む保険リンク証券の運用残高は、約734億円(2019年12月末時点)です。

※東京海上アセットマネジメント株式会社は、1985年に設立された東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社です。独自の徹底的な調査と分析を投資の原点におき、高い運用収益を追求するため、企業調査、マクロ調査、計量分析などのリサーチに重点をおいた運用体制を構築しています。東京海上アセットマネジメントグループでは、2006年からCATボンドファンドの運用を開始しており、日本のお客様がCATボンドファンドへ投資する目的に最もふさわしいと考える商品性を追求します。

(中略)

(3) 運用体制

(中略)

運用体制等は、2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(1) 投資方針

(前略)

■ ファンドの特色

- 1 保険リンク証券のうち主としてCATボンドに投資することで、インカムゲインの獲得を目指した運用を行います。
- 2 CATボンド関連の市場分析、個別銘柄の分析(リスクの種類(地震・ハリケーン等)、地域およびスプレッド水準など)等を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。なお、当ファンドでは、日本関連のリスクを極力排除するように運用を行います。
- 3 原則として、東京海上アセットマネジメントが基準通貨に対して為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。当ファンドは、基準通貨の異なる2つのクラスから構成されます。
- 4 CATボンドなどの運用の指図に関する権限を東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッドに委託します。
- 5 毎月10日(休業日の場合は翌ファンド営業日)までに各クラスの購入または換金(買戻し)のお申込みをいただくと、翌月の第3ファンド営業日が取引日となります。
- 6 各クラスは、原則として年2回の分配日(毎年4月および10月の第3ファンド営業日)に、収益の分配方針に基づき分配を行います。

東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッド

- ・東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッドは、2000年に東京海上アセットマネジメント株式会社[※]の100%出資により設立されたニューヨーク現地法人です。CATボンドを含む保険リンク証券の運用や東京海上アセットマネジメントへの債券運用に関する助言業務などを行っています。
- ・CATボンドを含む保険リンク証券の運用残高は、約694億円(2020年3月末時点)です。

※東京海上アセットマネジメント株式会社は、1985年に設立された東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社です。独自の徹底的な調査と分析を投資の原点におき、高い運用収益を追求するため、企業調査、マクロ調査、計量分析などのリサーチに重点をおいた運用体制を構築しています。東京海上アセットマネジメントグループでは、2006年からCATボンドファンドの運用を開始しており、日本のお客様がCATボンドファンドへ投資する目的に最もふさわしいと考える商品性を追求します。

(中略)

(3) 運用体制

(中略)

運用体制等は、2020年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(後略)

3 投資リスク

参考情報

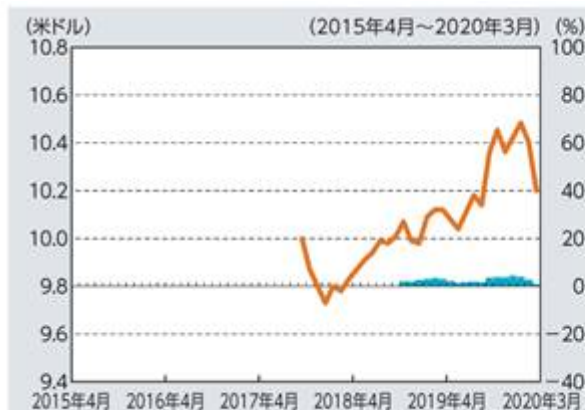
本項を以下のとおり更新します。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

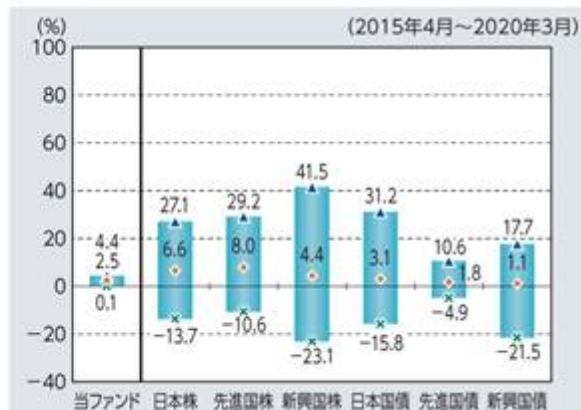
米ドル(年2回)クラス

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



— 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸) — 年間騰落率(右軸)

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※米ドル(年2回)クラスの年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

円(年2回)クラス

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)
日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)
先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

日本

(前略)

2020年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

ケイマン諸島

(中略)

本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

(後略)

< 訂正後 >

日本

（前略）

2020年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（中略）

ケイマン諸島

（中略）

2020年2月28日現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

（後略）

5 運用状況

（2）投資資産

< 訂正前 >

投資有価証券の主要銘柄

（2019年12月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
							単価	金額	単価	金額	
1	GALILEO RE L 9.22825 06NOV20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/6	15,000	100.00	1,500,000.00	99.07	1,486,031.25	4.2%
2	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/6	12,500	100.00	1,250,000.00	98.32	1,228,968.75	3.5%
3	NORTHSHORE RE 0.0 06JUL20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/7/6	10,000	100.35	1,003,549.53	100.71	1,007,050.00	2.8%
4	ARMOR RE II LT 0.0 08JUN23 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2023/6/8	10,000	100.00	1,000,000.00	100.43	1,004,275.00	2.8%
5	METROCAT RE LT 0.0 08MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/5/8	10,000	100.19	1,001,906.49	100.33	1,003,300.00	2.8%
6	CAELUS RE IV L 0.0 06MAR24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/3/6	10,000	100.36	1,003,582.94	100.28	1,002,750.00	2.8%
7	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/1/8	10,000	100.00	1,000,000.00	100.25	1,002,487.50	2.8%
8	QUEEN STR XI 6.99488 08APR22 144A F	アイルランド	社債	変動利付債	2022/4/8	10,000	100.20	1,002,003.12	99.87	998,712.50	2.8%
9	INTERNATIONA 8.71263 15JUL21 144A F	国際機関	社債	変動利付債	2021/7/15	10,000	100.23	1,002,252.27	99.80	997,962.50	2.8%
10	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/6	10,000	100.00	1,000,000.00	99.34	993,362.50	2.8%
11	KILIMANJARO 8.063 20APR21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2021/4/20	10,000	100.90	1,009,048.93	99.32	993,187.50	2.8%
12	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/5/27	10,000	100.12	1,001,201.88	99.17	991,687.50	2.8%
13	GALILEI RE L 8.66063 08JAN24 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2024/1/8	10,000	100.80	1,008,038.04	99.07	990,650.00	2.8%
14	RIVERFRONT RE 0.0 15JAN21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2021/1/15	10,000	100.42	1,004,165.73	98.92	989,183.33	2.8%
15	SANDERS RE L 4.59125 06DEC21 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2021/12/6	10,000	100.02	1,000,187.13	97.99	979,925.00	2.8%
16	SANDERS RE LTD 0.0 07APR22 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2022/4/7	10,000	100.00	1,000,000.00	92.43	924,266.67	2.6%
17	RESIDENTIAL RE 0.0 06JUN24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/6/6	10,000	99.31	993,113.56	90.25	902,500.00	2.5%
18	ALAMO RE LTD 0.0 07JUN24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/6/7	7,500	100.00	750,000.00	99.92	749,409.38	2.1%

19	URSA RE LTD 0.0 10DEC20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/12/10	7,500	100.00	750,000.00	99.27	744,496.88	2.1%
20	KILIMANJARO 6.80313 05MAY26 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2026/ 5 / 5	7,500	100.00	750,000.00	96.59	724,406.25	2.0%
21	SD RE LTD 5.80588 19OCT28 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2028/10/19	7,500	100.00	750,000.00	95.65	717,365.63	2.0%
22	FRONTLINE RE L 0.0 06JUL26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2026/ 7 / 6	7,500	100.00	750,000.00	82.23	616,725.00	1.7%
23	HEXAGON REINS 6.66 17JAN25 144A FRN	アイルランド	社債	変動利付債	2025/ 1 / 17	5,000	117.30	586,475.18	99.47	558,275.12	1.6%
24	FLOODSMART RE 0.0 06AUG24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 8 / 6	5,000	100.00	500,000.00	101.44	507,200.00	1.4%
25	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 1 / 8	5,000	100.00	500,000.00	100.38	501,887.50	1.4%
26	SANDERS RE L 4.82438 05JUN20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 6 / 5	5,000	100.17	500,837.94	100.33	501,658.33	1.4%
27	URSA RE LTD 0.0 10DEC26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2026/12/10	5,000	100.00	500,000.00	100.32	501,583.33	1.4%
28	VITALITY RE IX 0.0 10JAN23 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2023/ 1 / 10	5,000	100.00	500,000.00	100.08	500,381.25	1.4%
29	GALILEO RE L 19.22825 06NOV20 144A	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/ 6	5,000	100.00	500,000.00	99.68	498,393.75	1.4%
30	INTERGRITY R 5.7395 10JUN27 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2027/ 6 / 10	5,000	100.00	500,000.00	99.35	496,762.50	1.4%

投資不動産物件

該当事項ありません（2019年12月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項ありません（2019年12月末日現在）。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄

（2020年3月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
							単価	金額	単価	金額	
1	GALILEO RE L 9.05738 06NOV20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/ 6	15,000	100.00	1,500,000.00	97.66	1,464,956.25	4.6%
2	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/ 6	12,500	100.00	1,250,000.00	95.16	1,189,468.75	3.7%
3	NORTHSHORE RE 0.0 06JUL20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 7 / 6	10,000	100.18	1,001,836.69	99.88	998,787.50	3.1%
4	ARMOR RE II LT 0.0 08JUN23 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2023/ 6 / 8	10,000	100.00	1,000,000.00	99.49	994,875.00	3.1%
5	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 5 / 27	10,000	100.05	1,000,461.79	99.23	992,312.50	3.1%
6	GALILEI RE L 7.25425 08JAN24 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 1 / 8	10,000	100.61	1,006,122.20	98.98	989,812.50	3.1%
7	RIVERFRONT RE 4.91 15JAN21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2021/ 1 / 15	10,000	100.32	1,003,179.60	98.73	987,316.67	3.1%
8	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 1 / 8	10,000	100.00	1,000,000.00	98.15	981,500.00	3.1%
9	KILIMANJARO 7.90875 20APR21 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2021/ 4 / 20	10,000	100.74	1,007,373.17	96.91	969,075.00	3.0%

10	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/ 6	10,000	100.00	1,000,000.00	96.01	960,112.50	3.0%
11	SANDERS RE L 4.59125 06DEC21 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2021/12/ 6	10,000	100.02	1,000,163.93	95.31	953,137.50	3.0%
12	SANDERS RE LTD 0.0 07APR22 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2022/ 4 / 7	10,000	100.00	1,000,000.00	93.84	938,383.33	2.9%
13	RESIDENTIAL RE 0.0 06JUN24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/ 6 / 6	10,000	99.43	994,278.27	93.59	935,937.50	2.9%
14	INTERNATIONA 8.3725 15JUL21 144A FR	国際機関	社債	変動利付債	2021/ 7 /15	10,000	100.12	1,001,216.26	81.00	810,000.00	2.5%
15	KILIMANJARO 6.66025 05MAY26 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2026/ 5 / 5	7,500	100.00	750,000.00	98.09	735,693.75	2.3%
16	URSA RE LTD 0.0 10DEC20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/12/10	7,500	100.00	750,000.00	98.02	735,131.25	2.3%
17	ALAMO RE LTD 0.0 07JUN24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 6 / 7	7,500	100.00	750,000.00	97.45	730,865.63	2.3%
18	HEXAGON REINS 7.11 17JAN25 144A FRN	アイルランド	社債	変動利付債	2025/ 1 /17	5,000	117.30	586,475.18	99.19	544,188.19	1.7%
19	SANDERS RE L 3.81763 05JUN20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 6 / 5	5,000	100.07	500,348.73	99.34	496,700.00	1.6%
20	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/ 5 /27	5,000	100.04	500,190.06	99.04	495,200.00	1.6%
21	FLOODSMART RE 0.0 06AUG24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 8 / 6	5,000	100.00	500,000.00	98.78	493,912.50	1.6%
22	GALILEO RE L 19.05738 06NOV20 144A	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/ 6	5,000	100.00	500,000.00	97.50	487,475.00	1.5%
23	INTERNATIONA 3.99175 15MAR21 144A F	国際機関	社債	変動利付債	2021/ 3 /15	5,000	100.00	500,000.00	97.48	487,418.75	1.5%
24	CAPE LOOKOUT R 0.0 25FEB25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 2 /25	5,000	100.00	500,000.00	97.45	487,250.00	1.5%
25	URSA RE LTD 0.0 10DEC26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2026/12/10	5,000	100.00	500,000.00	97.44	487,193.75	1.5%
26	ATLAS CAP UK 7.48038 09JUN25 144A F	英国	社債	変動利付債	2025/ 6 / 9	5,000	100.00	500,000.00	97.35	486,756.25	1.5%
27	INTERNATIONA 4.49175 15MAR21 144A F	国際機関	社債	変動利付債	2021/ 3 /15	5,000	100.00	500,000.00	97.35	486,743.75	1.5%
28	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/ 1 / 8	5,000	100.00	500,000.00	97.15	485,768.75	1.5%
29	KENDALL RE L 6.82738 06MAY24 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2024/ 5 / 6	5,000	100.00	500,000.00	96.60	482,981.25	1.5%
30	INTERGRITY R 5.564 10JUN27 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2027/ 6 /10	5,000	100.00	500,000.00	95.60	477,981.25	1.5%

投資不動産物件

該当事項ありません（2020年3月末日現在）。

その他投資資産の主要なもの

該当事項ありません（2020年3月末日現在）。

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

純資産総額の計算の停止

<訂正前>

（前略）

停止

受託会社は、下記の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、受益証券の全てのクラスの受益証券の純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格も)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも中断を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

停止

受託会社は、上記の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、受益証券の全てのクラスの受益証券の純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格も)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

(後略)

第3 ファンドの経理状況

2 ファンドの現況

<訂正前>

(2019年12月末日現在)

・ 資産総額	36,079,394.21米ドル	3,952,858,430円
・ 債務総額	464,787.00米ドル	50,922,064円
・ 純資産総額(-)	35,614,607.21米ドル	3,901,936,366円
・ 発行済口数	円(年2回)クラス: 205,437.084口	
	米ドル(年2回)クラス: 1,654,082.599口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	円(年2回)クラス: 9,793円	-
	米ドル(年2回)クラス: 10.34米ドル	米ドル(年2回)クラス: 1,133円

<訂正後>

(2019年12月末日現在)

・ 資産総額	36,079,394.21米ドル	3,952,858,430円
・ 債務総額	464,787.00米ドル	50,922,064円
・ 純資産総額(-)	35,614,607.21米ドル	3,901,936,366円
・ 発行済口数	円(年2回)クラス: 205,437.084口	
	米ドル(年2回)クラス: 1,654,082.599口	
・ 1口当たり純資産価格 (/)	円(年2回)クラス: 9,793円	-
	米ドル(年2回)クラス: 10.34米ドル	米ドル(年2回)クラス: 1,133円

(注) 米ドルの円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)によります。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「代行協会員」及び「販売会社」)

(イ) 資本金の額

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、80億円です。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付けで、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を消滅会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社として吸収合併方式で、同社と合併する予定です。それに伴い、代行協会員及び販売会社は、以下のとおり変更される予定です。

新しく代行協会員及び販売会社となる会社

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

405億円(2019年3月末日現在)

関係業務の概要

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「代行協会員」及び「販売会社」)

(イ) 資本金の額

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、80億円です。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付けで、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を消滅会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社として吸収合併方式で、同社と合併する予定です。それに伴い、代行協会員及び販売会社は、以下のとおり変更される予定です。

新しく代行協会員及び販売会社となる会社

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

405億円(2020年8月1日現在)

関係業務の概要

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(後略)

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから18ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2018年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2018年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定（「IESBA基準」）ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島に設立された有限会社）
取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階
チャーター・ロード10
香港、セントラル

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “Company”) set out on pages 4 to 18, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2018, the statement of profit and loss and other comprehensive income and the statement of changes in equity, the statement of cash flow for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard (“IFRS”).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong